

四日市市建築設計業務委託特記仕様書

I. 委託業務概要

1. 件名 北消防署受水槽ほか更新工事及び中消防署照明LED化ほか工事設計業務委託

2. 設計対象施設

(1)場所 四日市市 富田二丁目及び西新地 地内

(用途地域及び地区の指定: 北消防署:近隣商業地域
中消防署:商業地域)

(2)既存施設概要及び設計業務内容

記号	施設名称	構造規模等	設計業務内容		備考
			基本設計	実施設計	
	北消防署	RC造一部SRC造2階建 (延べ面積約1,516m ²)		○[改修]	別紙2による
	中消防署	SRC造6階建 (延べ面積約3,829m ²)		○[改修]	別紙2による

・耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 I・II・III類 (北消防署・防災センター 増築部はII類)
2) 建築非構造部材 A・B類
3) 建築設備 甲・乙類

3. 設計業務内容及び範囲

(1)設計業務概要

令和6年国土交通省告示第8号に基く(告示別添二)建築物の類型

第 12 号 2類

(2)設計図書の作成

別表1 成果品一覧による。

II. 一般事項

1. 設計業務にあたっては、監督職員と密接な打合せを行い、その指示に従うこと。
なお、打合せは、原則として管理技術者の立会いのもとを行うこと。
2. 関係各機関(県、市、町、村、消防、NTT、電力、ガス、その他)との設計上必要な打合せ説明、申込、提出書類等の作成は受託者が行い、その結果を文書で監督職員に報告するものとする。
3. 打合せ用の設計図書は、必要に応じて受託者が隨時作成するものとする。
(打合せの図面等のサイズは監督職員の指示による。)
4. 管理技術者の資格は、設備設計一級建築士または、建築設備士とする。
5. 本仕様書に記載されていない事項は、「四日市市建築設計業務委託共通仕様書」による。

III. 設計図書作成要領

1. 仕様書は、市指定の特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築(改修)工事標準仕様書を使用すること。
2. 設計図の作成は、前記仕様書、建築基準法及び消防法等の関係法令に整合した内容とすること。
3. 設計図には、原則として材料の商品名、製造会社名を記入しないこと。
4. 特記仕様書に記載されていない材料等を採用する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。
5. 設計基準については、別紙1に定める基準に準じること。
6. 設計図の編集及び表題は、監督職員の指示による。
7. 設計に当たっては、指示した工事概算予算を検討の上進めること。
8. 設計原図の大きさは、A1又はA2とする。(原則として、新築等A1、改修等A2とする)
9. 設計図書の作成における特記事項は別紙2による。

IV. 官公署その他への手続き

- ・建築基準法第18条第2項の規定による計画通知、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書等その他工事に必要な諸管署への手続きは、受託者において行うものとする。なお、計画通知の申請にかかる、初回の申請手数料については、委託者の負担とする。ただし、申請内容の不備等により再申請が必要となった場合の手数料は、受託者の負担とする。なお、申請までを委託工期内に行うものとし、申請に伴う指摘事項の修正、確認済証の交付については受託者の責任において行うこと。
- 中高層条例における標識看板の作成、設置及び設置報告書等の届出は、受託者負担にて行うこととする。

V. そ の 他

1. 設計図書は設計業務の完了後も受託者において改変することなく管理するものとする。
2. 受託者は設計業務終了後も、設計図書の疑義等必要が生じた場合は随時委託者との協議に応じるものとする。
3. 一部下請け(再委託)については事前に監督職員へ届け出、承諾を得た上で決定すること。

VI. 設計者への提示資料

- (1)既設図面:原図あるいは現場製本
 - (2)CADデータ(北消防:施設建築平面図(本館のみ)、単線結線図
中消防:施設建築平面図、照明器具図(本館のみ))
- (注1)添付された既設図面については、改修等により現況と一致しないことがあるため、現地調査を行うこと。

VII. 履行遅延による遅延金及び契約解除について

- (1)本業務の成果品は別表1の提出期限までに提出すること。
なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、「別表1」及び「別表2」の各期限までに成果品の提出がない場合は、委託契約書第43条、第44条及び45条に基づき契約の解除に関する協議を行うこととする。
- (2)最終成果品は、工事発注を行ううえで必要な情報を網羅し、図面、数量算出書、数量調書等の整合が図れたものを履行期間内に提出すること。
なお、委託者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、履行期間内に業務が完了することができない場合には、委託業務契約書第52条に基づく損害賠償請求等に関する協議を行うこととする。

別表1 成果品一覧 (○印を適用する)

	成 果 品	提出 部数	提 出 期 限	形 狀
基 本 設 計	建築計画概要書 基本設計図 設備設計概要書	各 部	令和 年 月 日	
	○ 建築設計図 ○ 電気設備設計図 ○ 機械設備設計図 外構図	各1部	既設図(現場調査写真) 令和 7年 7月 30日 (詳細の提出日は別表2による) 改修計画図 令和 年 月 日 (詳細の提出日は別表2による) 実施設計図 令和 7年 10月 1日 (詳細の提出日は別表2による) 最終成果品 令和 7年 12月 10日	A3白焼き 及び PDF 提出時の現場立会い(<input checked="" type="checkbox"/> 有) (<input type="checkbox"/> 無)
実 施 設 計	構造計算書 山留構造計算書 設備設計計算書	各 部	別表2による	
	○ 積算数量算出書 ○ 積算数量調書	各1部	別表2による	積算数量調書の作成は、宮繕積算システムRIBC2(一般財団法人建築コスト管理システム研究所)によること。
	○ 概算工事費	1部	令和 7年 8月 20日	概算工事費算出時はRIBC2以外の使用も可とする。
	建設設計概要書	各 部	令和 年 月 日	
	透視図 模型	各 部	令和 年 月 日	
	計画通知関係図書の 申請・届出	適宜	令和 年 月 日	申請・届出等に係る修正等の期間を含む。
共 通	○ アスベスト調査箇所報告書	各1部	令和 7年 7月 2日	

(注1)設計図及び積算内訳書等でOA化されたものは、元データ形式以外にPDF形式も合わせてCD-ROM等に保存し提出すること。

(注2)設計図は、原則としてCAD入力とし、市使用のCADソフト(JW CAD)で読み込み可能な形式とする。(他の形式から変換した場合は、元データと比較して文字、線種、寸法及び縮尺等に誤りがないことを確認すること。なお、誤りがあった場合は監督職員の指示により受託者は修正を行うこと。)

(注3)各提出期限は、受託者による内容の照査が終了した状態の図書を提出する期限とする。

なお、各提出期限に提出された設計図面の承認日については、監督職員の確認及びそれに伴う内容訂正など設計内容の精査が終了した時点とし、実施工程表作成時に監督職員と協議し決定する。

また、改修計画図及び実施設計図については、便所、防水、外壁、内装など各工種別に提出期限及び承認日を設定して実施工程表を作成し、監督職員の承認を得ること。

(注4)設計を行ううえで必要な納まり、仕上等の打合せは、受託者が必要に応じて、監督職員に適宜申し出を行うこと。なお、打合せが行われずに設計図が提出された場合は、受託者は監督職員の指示により、修正、図面の追加を行うこと。

(注5)見積書においては、原本(印入り、日付あり)を提出すること。また、見積条件は図面及び各社整合しているか十分確認すること。なお、見積書は原則3社以上取り、比較検討すること。

(注6)提出された成果物については、施工図の作成等のため当該施設に係る工事の受注者等に貸与し、使用することができます。

(注7)アスベスト調査箇所報告書は、監督職員と協議の上、アスベスト含有の可能性のある箇所について、平面図及び写真等にて報告すること。

(注8)図面にはA3印刷時の縮尺を併記すること。

別表2

成 果 物		備考（提出期限）	
		既設図	実施設計図
電 気 実 施 設 計	○ 特記仕様書(市の仕様による)		令和 7年 10月 1日
	○ 敷地案内図		令和 7年 10月 1日
	○ 配置図		令和 7年 10月 1日
	○ 電灯設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	○ 動力設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	○ 受変電設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	○ 自家発電設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	避雷設備図		
	構内交換設備図		
	構内情報通信網設備図		
	電気時計拡声設備図		
	インターホン設備図		
	テレビ共同受信設備図		
	火災報知設備図		
	中央監視制御設備図		
	防犯設備図		
	構内配線経路図		
	○ 構内通信経路図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
積 算	計画通知書		
	防災計画書		
	省エネルギー関係計算書		
	○ 各種技術資料		適宜
	○ 各種計算書		適宜
電 気 実 施 設 計	○ 電気設備工事積算数量算出書		令和7年11月5日
	○ 電気設備工事積算数量調書		令和7年11月5日

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

別表2

成 果 物		備考(提出期限)	
		既設図	実施設計図
			令和 7年 10月 1日
実 施 設 計	○ 特記仕様書(市の仕様による)		令和 7年 10月 1日
	○ 敷地案内図		令和 7年 10月 1日
	○ 配置図		令和 7年 10月 1日
	○ 機器表	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	空気調和設備図		
	換気設備図		
	排煙設備図		
	衛生器具設備図		
	○ 給水設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	○ 排水設備図	令和 7年 7月 30日	令和 7年 10月 1日
	給湯設備図		
	消火設備図		
	厨房機器設備図		
	ガス設備図		
	焼却炉設備図		
	屎尿浄化槽設備図		
	ごみ処理設備図		
	さく井設備図		
	自動制御設備図		
	昇降機設備図		
	搬送機設備図		
	特殊設備図		
	屋外設備図		
	計画通知書		
	防災計画書		
	省エネルギー関係計算書		
積 算	○ 各種技術資料		適宜
	○ 各種計算書		適宜
○	機械設備工事積算数量算出書		令和7年11月5日
	機械設備工事積算数量調書		令和7年11月5日

○を作成し提出すること。

尚、作成にあたっては、既存建築物等の現地調査を十分行うこと。

○本業務について、受託者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が以下に掲げる技術基準等に適合するよう業務を実施すること。

<共通>

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- ・四日市市景観計画(H2O)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

<建築>

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・木造計画・設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図

<建築積算>

- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書(市指定の様式)

<建築設備>

- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

<建築設備積算>

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・建築設備工事内訳書(市指定の様式)

※上記基準等の改訂年度については、最新のものを採用すること。

**北消防署受水槽ほか更新工事及び中消防署照明 LED 化ほか工事設計業務委託
特記事項**

1. 業務概要

(1) 北消防署

A) 受水槽関連

受水槽更新(FRP⇒SUS) 1基 更新

高架水槽更新(FRP⇒SUS) 1基 更新

揚水ポンプ 2台 更新

動力制御盤 1面 更新

上記に伴う給排水配管、電線・電線管類 更新

B) 発電設備関連

屋外パッケージ式低圧非常用発電設備 1基 更新

燃料槽 1基 更新

上記に伴う給油配管、電線・電線管類 更新

C) 照明設備関連

照明 LED 化

(2) 中消防署

A) 埋設配管関連

量水器から受水槽までの給水配管 更新

B) 照明設備関連

照明 LED 化

2. 特記事項

(1) 北消防署

A) 受水槽関連

- 受水槽、高架水槽更新に伴い容量計算を行い、その結果より容量を算定する。

1日使用水量の算定として、主な条件は次のとおりとする。

来客者数：100人 職員数：25人

消防車(2000L)：1台 消防車(1500L)：1台 消防車(1000L)：1台

- 受水槽には緊急遮断弁(制御盤等含む)を設けること。ただしスペース上困難な場合は除く。

- 受水槽の各槽につき1個災害用取水口を設ける。

- 受水槽及び高架水槽は溶接によるステンレス製とする。

- 現地組立となる場合は、組立用の電源についての図面を作成する。

- 高架水槽設置の機械室において、空調ダクト等を必要に応じて脱着する。

- 仮設給水(仮設受水槽・仮設高架水槽を含む)を設計に含む。既設水圧や仮設条件を上下水道局と協議し、議事録を提出する。

- ・受水槽の更新に伴い、既設基礎の更新、打ち増し、レベル調整等が必要な場合は行う。
- ・揚水ポンプ設置場所は狭隘であるため、その設置条件を十分に確認し、必要に応じて揚水ポンプ（2台）及び動力制御盤をユニット化することは可とする。
- ・揚水ポンプの能力計算書を提出する。
- ・受水槽・高架水槽・揚水ポンプの更新後の計算書は、令和7年8月6日までに提出する。
- ・揚重機を設置する場合、消防車両の運用に支障が無いような配置計画とする。
- ・既設空調設備が使用できるように設計する。

B) 非常用発電設備関連

- ・非常用発電機（屋外）を更新する。
- ・敷地境界における騒音値計算書を提出する。
- ・発電機用コンクリート基礎は流用（防水補修は本業務）とする。
- ・発電機架台は更新とする。想定される機器の点検歩廊を設置する。
- ・燃料槽、計器、配管、配線をすべて（地中及び壁内埋設管は既設流用）更新する。
- ・燃料槽容量を增量し、発電機運転時間は3日分（24時間×3）以上の容量とする。
- ・発電機更新に伴う重量変更や、燃料槽の容量増加に伴う防油堤の再構築及びスラブ荷重の検討は、本業務に含む。
- ・非常用発電設備、危険物関係について所轄消防と協議し議事録を提出する。
- ・現状の計算書と更新後の計算書（一般社団法人日本内燃力発電設備協会自家発電設備の出力算定ソフトウェア NH1を使用）を図面に記載する。更新後の計算書は、令和7年8月13日までに提出する。
- ・G回路負荷は、打合せにより決定する。本打合せにより決定した内容は本業務にすべて含む。
- ・非常用発電設備から受変電設備への配線、電線管はすべて更新する。
- ・既設受変電設備の改修を含む。
- ・施設全体の単線結線図及び系統図を作図し更新範囲を明瞭にする。
- ・仮設発電機、仮設配管配線を含む。

C) 照明設備関連

- ・全ての照明器具（外灯、誘導灯、非常照明を含む）をLED化する。ただし、既にLED化されている箇所については更新対象外とする。器具への配線も図面化すること。
- ・屋外倉庫や訓練棟、補助訓練棟、外灯等も更新対象とする。
- ・照明器具の選定については照度計算・照度分布図の作成をしたうえで、器具を選定する。
- ・外灯のLED化の際、基本はポール流用で塗装とするが、腐食等も確認し、必要があればポールごと更新する。
- ・既設照明の点灯確認を行い、点灯しない箇所については通電確認し、令和7年7月30日までに報告書を提出する。通電していない場合は新たなルートで配管配線を設計する。
- ・外灯は接地線の有無を確認し、接地線がないものは既設接地極等からの分岐、または接地極を新設する。

(2) 中消防署

A) 埋設配管関連

- ・量水器から受水槽までの給水配管を更新する。
配管経路については工事の際に施設側への影響が最小になるように検討を行う。
量水器ボックス及び量水器一次側配管は、対象外とする。
量水器ボックス蓋は更新する。
- ・アスファルトやコンクリート舗装等の撤去復旧も本業務に含む。
- ・仮設工事も本業務に含む。
- ・構造躯体への貫通を行う場合は構造的に問題ないか確認する。

B) 照明設備関連

- ・全ての照明器具(外灯含む。誘導灯及び非常照明除く)をLED化する。既にLED化されている箇所については更新対象外とする。
- ・屋外倉庫や訓練棟、外灯等も更新対象とする。
- ・照明器具の選定については照度計算・照度分布図の作成をしたうえで、器具を選定する。
- ・外灯のLED化の際、基本はポール流用で塗装とするが、腐食等も確認し、必要があればポールごと更新する。
- ・既設照明の点灯確認を行い、点灯しない箇所については通電確認し、令和7年7月30日までに報告書を提出する。通電していない場合は新たなルートで配管配線を設計する。
- ・外灯は接地線の有無を確認し、接地線がないものは既設接地極からの分岐、または接地極を新設する。

3. 共通事項

- ・改修箇所について、分析調査ができるようアスベストの含有が見込まれる箇所について、平面図及び写真に詳細を明記して、提出期限までに報告すること。
なお、分析調査が必要な場合は別途委託者で行うものとする。
- ・委託者が行ったアスベスト含有調査の結果において、アスベストの含有が確認されたものは、解体及び処分方法の検討を行い設計内容及び工事費積算に反映すること。
- ・施設を利用しながらの工事であるため、一部の便所機能、衛生設備、電気設備等を常時使用できるよう工事順序、工法、仮設、工事スケジュールを作成すること。
- ・工事件名については、各施設・工事内容毎の名称とすること。(工事毎に特記仕様書必要)
- ・概算工事費提出時に主要機器の見積書を複数社提出し、納期を報告すること。
主要機器は、受水槽、高架水槽、ポンプ、盤、発電設備、燃料槽とする。

4. 積算数量算出書及び積算数量調書

※設計書は、工事ごとに作成すること。

① 積算数量算出書

- ・調書の書式や作成要領について、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。

- ・ アスベスト含有建材の数量は、その他の廃材とは別項目にて計上すること。
- ・ 数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業を迅速にするため、必要に応じ設計図に番号の記入や色わけをした積算案内図を作成すること。

② 積算数量調書

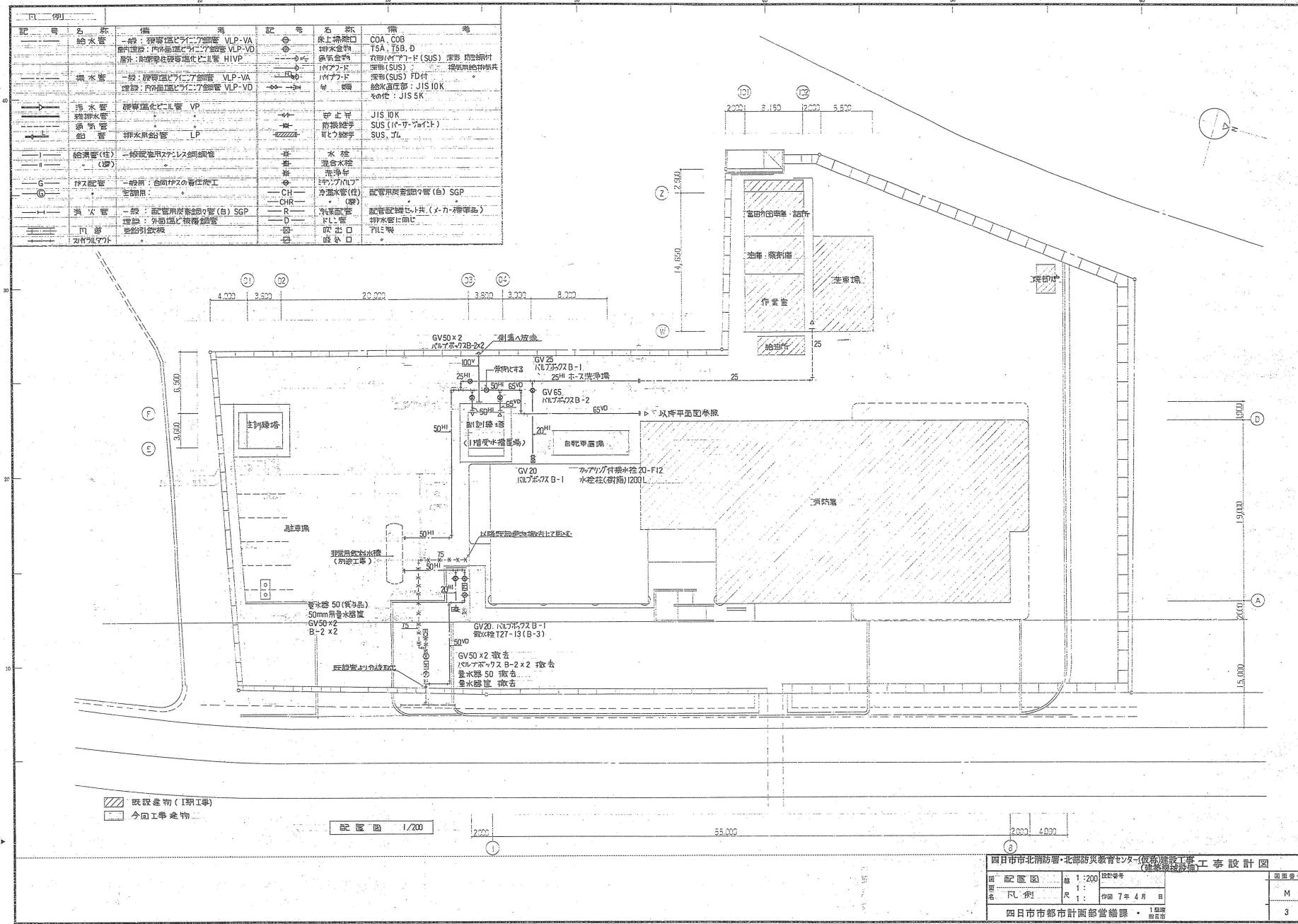
- ・ 調書の作成は、R I B C 2により行うこと。
なお、基本的な構成については、別途監督職員と協議のうえ決定すること。
- ・ R I B C 2は受託者の負担により、期限付きライセンスを取得すること。なお、ライセンス期間は最小限となるよう業務を実施し延期等が発生した場合の料金は、原則、受託者の負担とする。
- ・ R I B C 2による調書の作成要領等については、事前に監督職員と協議し指示に従うこと。
- ・ 見積りは原則3社以上とする。見積りの宛名は「四日市市長」とすること。
- ・ 見積り依頼する場合は、見積り項目設計書を作成して依頼するなど、提出された見積り内容が同様の仕様であり、比較ができるようにすること。
- ・ 見積り比較表および見積り業者リストを作成すること。
- ・ 見積り調整率については監督職員と協議のうえ決定すること。
特殊な工事等に関しては市場状況を調査のうえ適切な調整率を提案すること。
- ・ 非常用発電設備（発電機と燃料槽及び付帯設備）については、材工共の見積とすること。
- ・ 受水槽及び高架水槽は溶接式とし、現地溶接となる場合は、材工共の見積とすること。



縮尺 1 : 2500

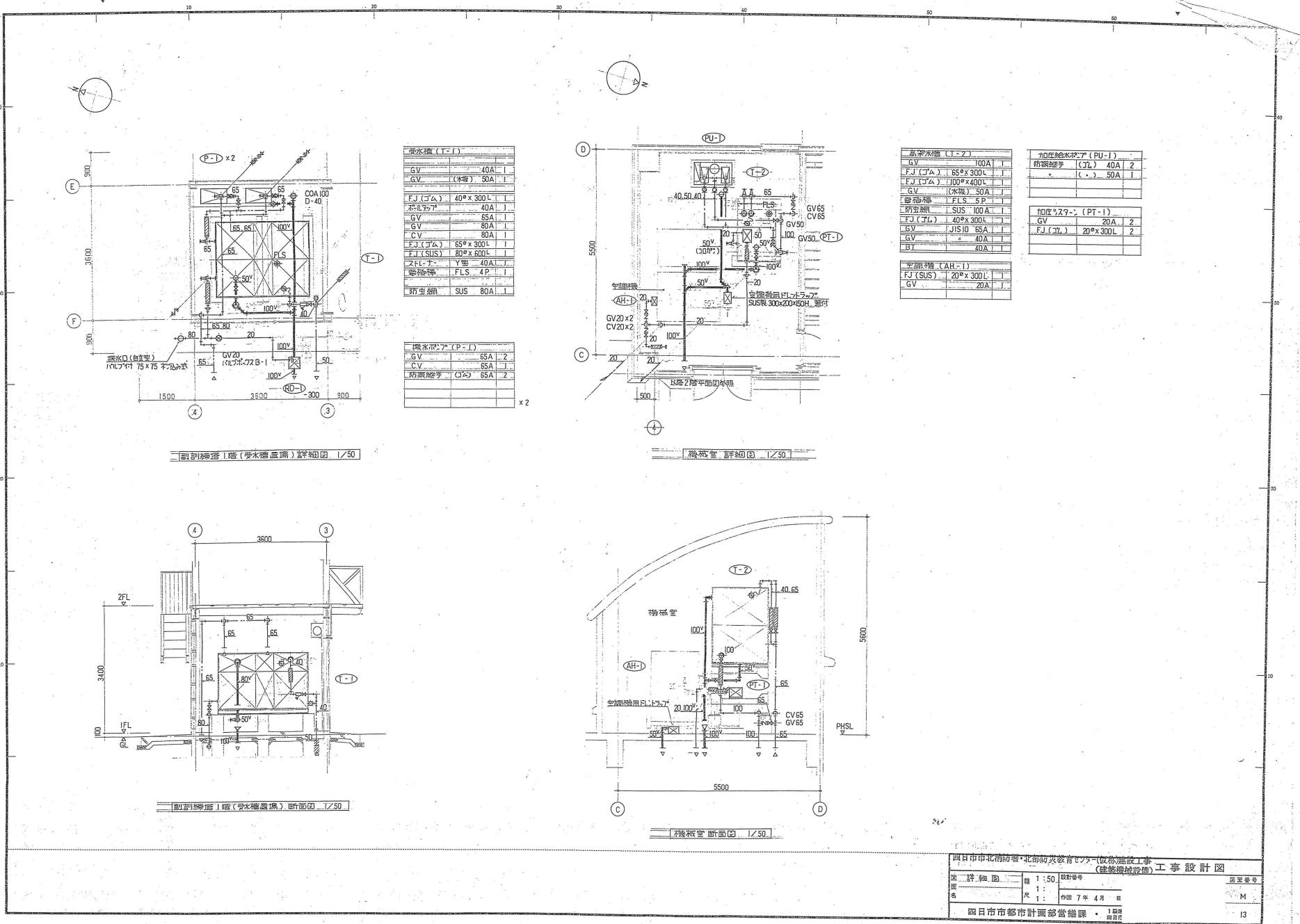
2015.10.5. 0 10 20 30 40 50 60 70 80

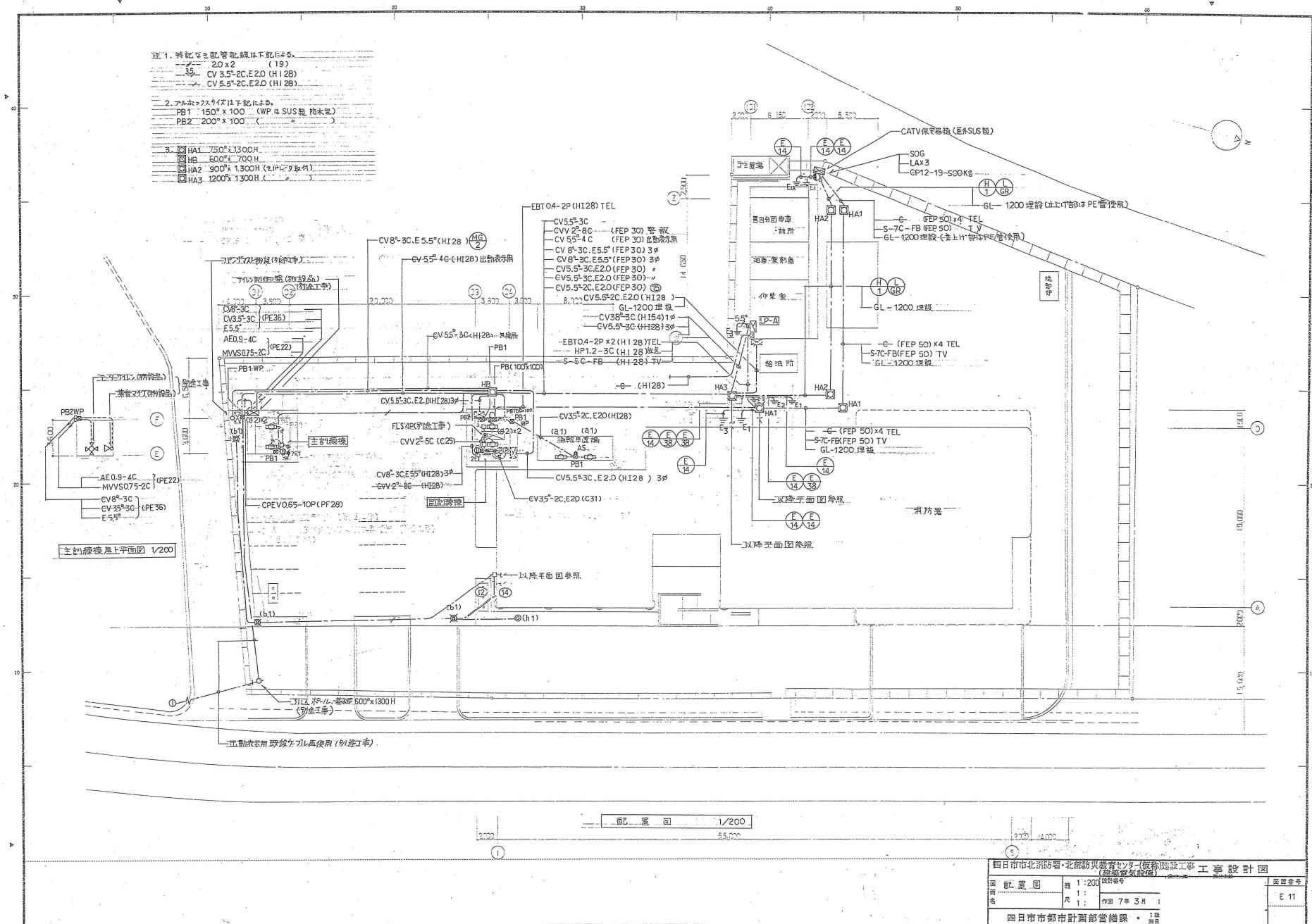
北消防署

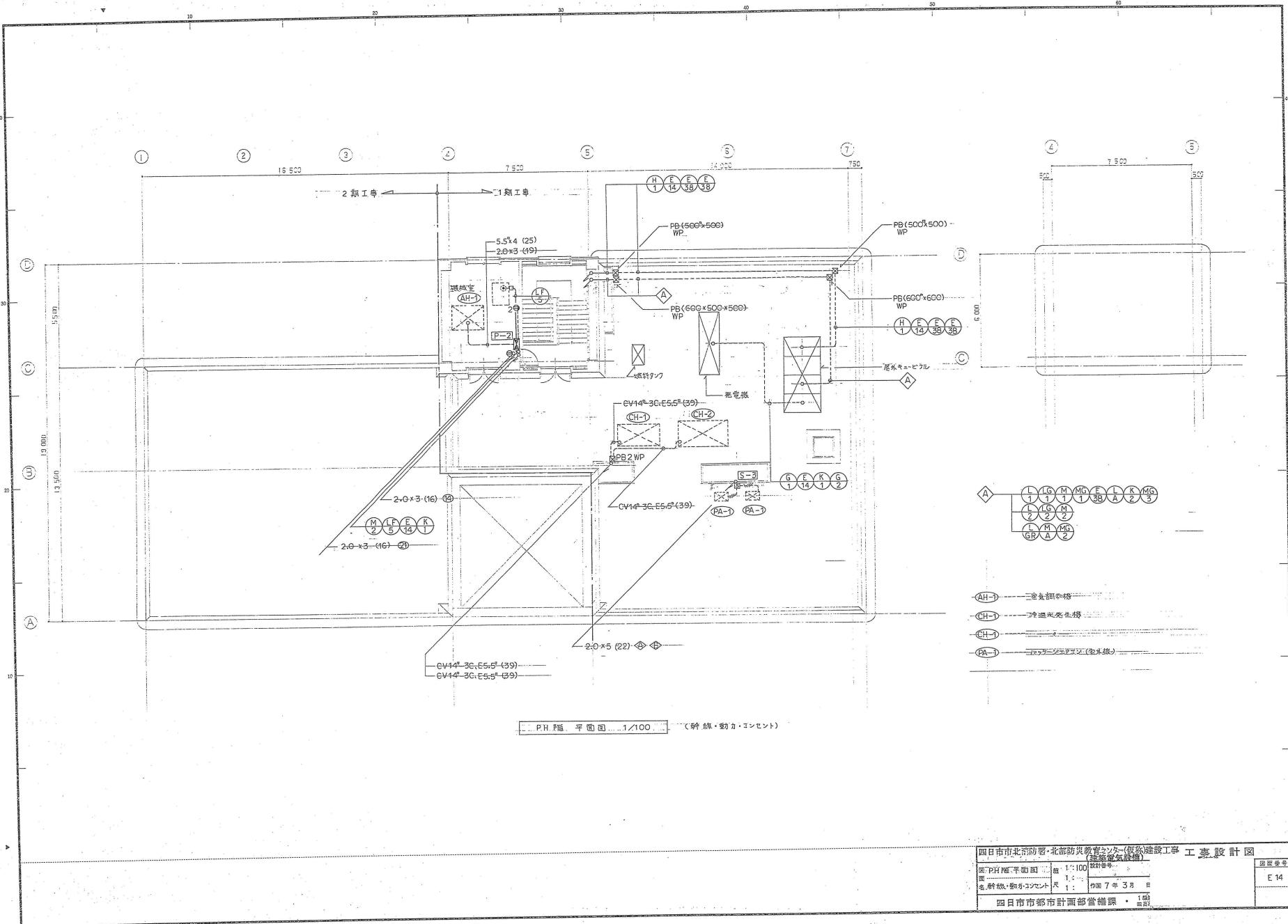


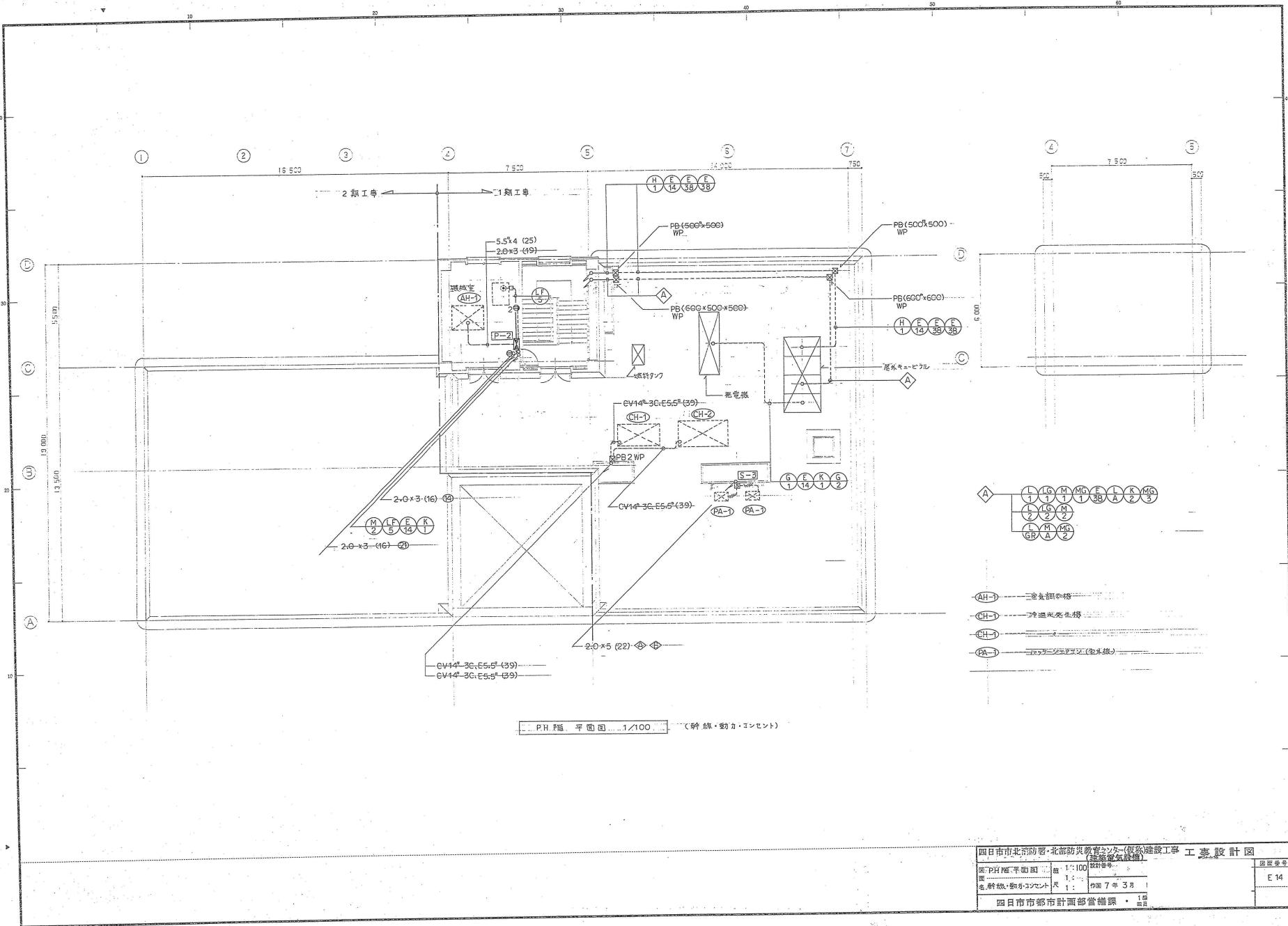
衛生器具表				衛生器具リスト													
名 称	記 号	数	付 屈 品	備 考	合 計	1階	2階	車 庫	居 外	分 便	便 溝	水 庫	外 便	便 溝	水 庫		
洋風便器	(C716)	2	節水フラッシュ弁 スパッド 前割便座 紙巻器 床フランジ														
身障者用便器	VDC1110	1	自動フラッシュ弁 光電セイザ(押すだけ) 洗浄管 ふた無前丸便座 スパッド 紙巻器														
和風便器	VG311R	2	節水フラッシュ弁 スパッド 紙巻器														
和風便器	VG317R	2	節水フラッシュ弁 スパッド フランジ 紙巻器														
小便器	VTU320F	6	感知フランジ弁 AX-911 洗浄管 床フランジ														
排水洗し	VNS210	5	継木積水栓 排水金具(白色塗装)リムカバー														
はめ込洗面器	(L525T2)	4	単水栓(アーバンド付) 止水栓 排水金具 水石けん入(350cc)														
はめ込洗面器	(L331RT4)	1	自動水栓(スリースーパーフォーマンス水栓)湯水混合タイプ、光電セイザ、単水栓金具、水石けん入(350cc)														
はめ込洗面器	(L331RA)	1	単水栓(バーホルダ付) 止水栓 排水金具 水石けん入(350cc)														
はめ込洗面器	(L525)	9	シングルレバーハンドル止水栓 排水金具 水石けん入(350cc)														
手洗器	(L-B)	1	立水栓 止水栓 排水金具														
手術用手洗器	(L25M)	1	自動水栓(湯水混合タイプ)、光電セイザ 排水金具														
身障者用洗面器	VDL510	1	立水栓(バーハンドル) 止水栓 排水金具 止水栓														
混合水栓	(TK230)	3															
積水栓	(TM250S)	4															
かづり口付積水栓	20-F12	2															
バス水栓	(TM160A20)	1															
かづり口付散水栓	(T27-13)	5	散水栓ボックス(8-3)共														
まく水栓	13-F7	2															
自在水栓(泡沫)	13-F9A	1															
ストレート止水栓	13-S4	1															
水栓柱	(専用) 1200L	3															
シャワーセット	TM245CS	3															
うがい器	(CO-SE)	1	造眼付														
直角便器	VC411R	1	前扉式タップ タップ具 止水栓 洗浄管 スパッド バイアルルター														
手洗器	(L21N)	1	積水栓(バーハンドル) 排水金具														
手洗器	VL710	1	立水栓 止水栓 排水金具 水石けん入(350cc)														
洋式手洗器	VC910	2	節水フラッシュ弁 スパッド 前割便座 紙巻器 床フランジ														
壁面便器	(TGB9AZ)	1	20A														
主要機器表				仕 構	備 考	主要機器表											
記 号	名 称	数	仕 構	備 考	主要機器表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
T - 1	受 水 槽	1	FRP製单板バーナー式(一槽式) 有効容積 6.3 m3 外形寸法 2,000 × 2,500 × 1,500H ワンハンドル 600φ	基礎(建築)													
T - 2	高架水槽	1	FRP製单板バーナー式(一槽式) 有効容積 2.0 m3 外形寸法 1,500 × 1,000 × 2,000H ワンハンドル 600φ	基礎(建築)													
P - 1	揚水ポンプ	2	片吸込渦巻軸流ポンプ 40φ × 130 L/min × 25 mH × 3.7 Kw 3φ-200V 圧力計 自動交換装置 赤水封新品	基盤(建築)													
GW - 1	ガス給湯器	1	屋外壁掛型 50号相当 即出湯タイプ 1φ-100V ガス消費量 95,000 Kcal/H メンテナンス ナイフ付 付属ケーブル														
GW - 2	ガス給湯器	2	屋外壁掛型 16号相当 1φ-100V ガス消費量 30,000 Kcal/H メンテナンス ナイフ付 付属ケーブル	消音室用のみ 1号は シャーリングコネクタ													
GW - 3	ガス給湯器	1	5号 元止め式 ガス消費量 9,500 Kcal/H														
GS - 1	簡易貯蔵タンク	2	バッファータイプ 容量 500 L以上 1φ-100v	分電盤は2台で1面とする。 分電盤(SUS製防水型、通電流保護装置付)													
PT - 1	加圧システム	1	水槽一室型 防錆塗装水槽 水槽 10L以上 ポンプ 10L/min × 5mH × 20W 1φ-100V 圧力スイッチ付														
PU - 1	加圧貯水ボンベ	1	定圧給水エリート 320 × 250 L/min × 15mH × 0.75 kw 3φ-200V 自動充圧並列運転	コンクリート基礎													
				点火対策品、耐震構造、漏洩遮断器、過相コントローラ、零流計、蓄圧計、防振装置													

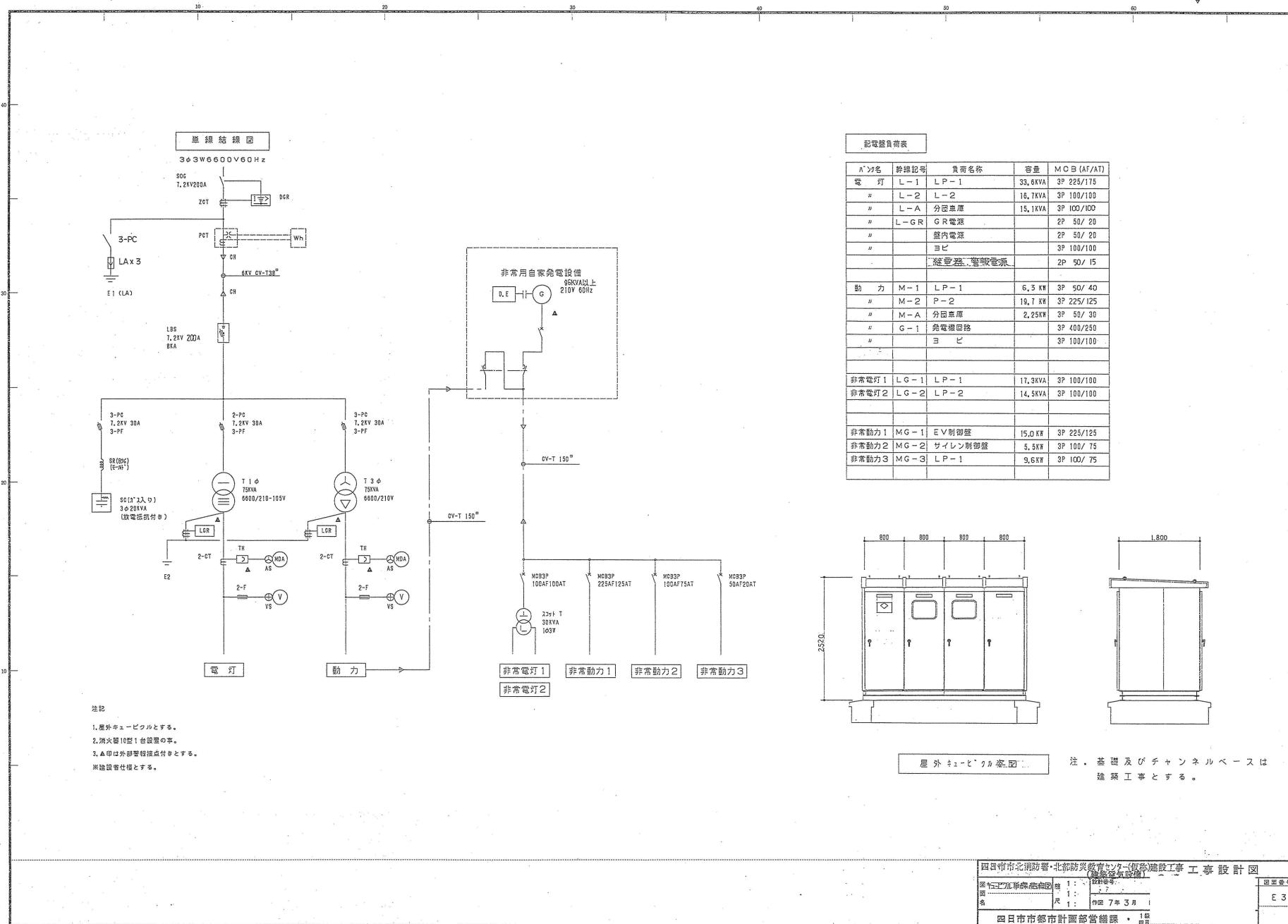
四日市市北消防署・北部防災教育センター(仮称施設工事)工事設計図	設計図名	面番
回廊・衛生器具表	1:	
各主要機器表	1:	M
四日市市都市計画部総務課	作図	5

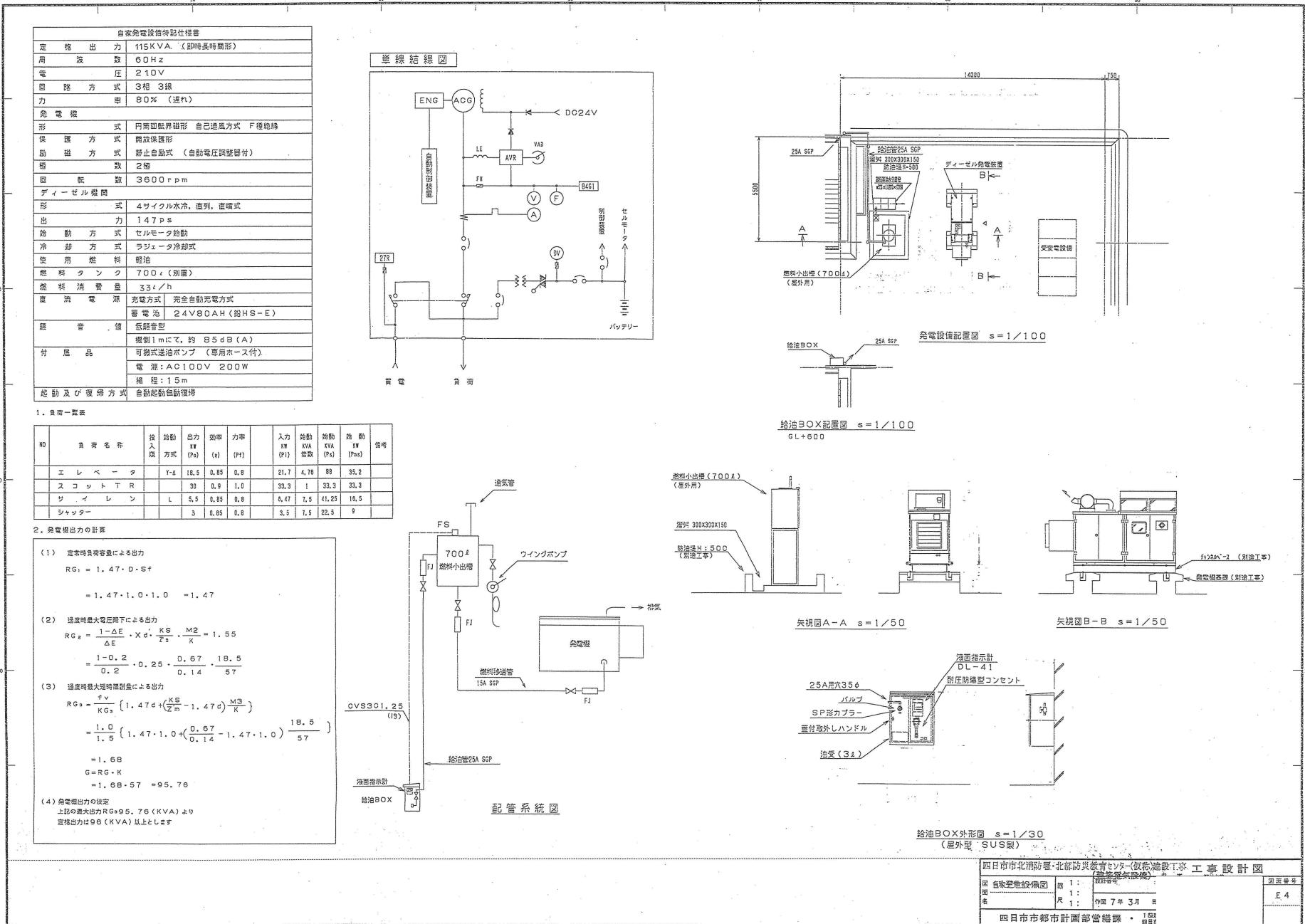






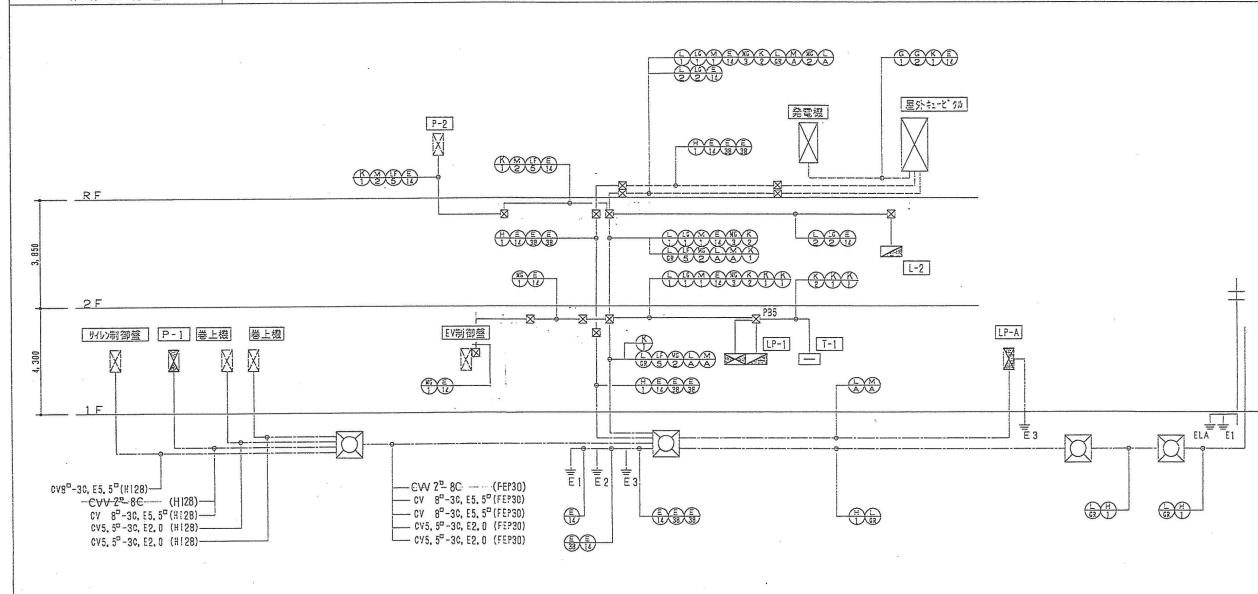


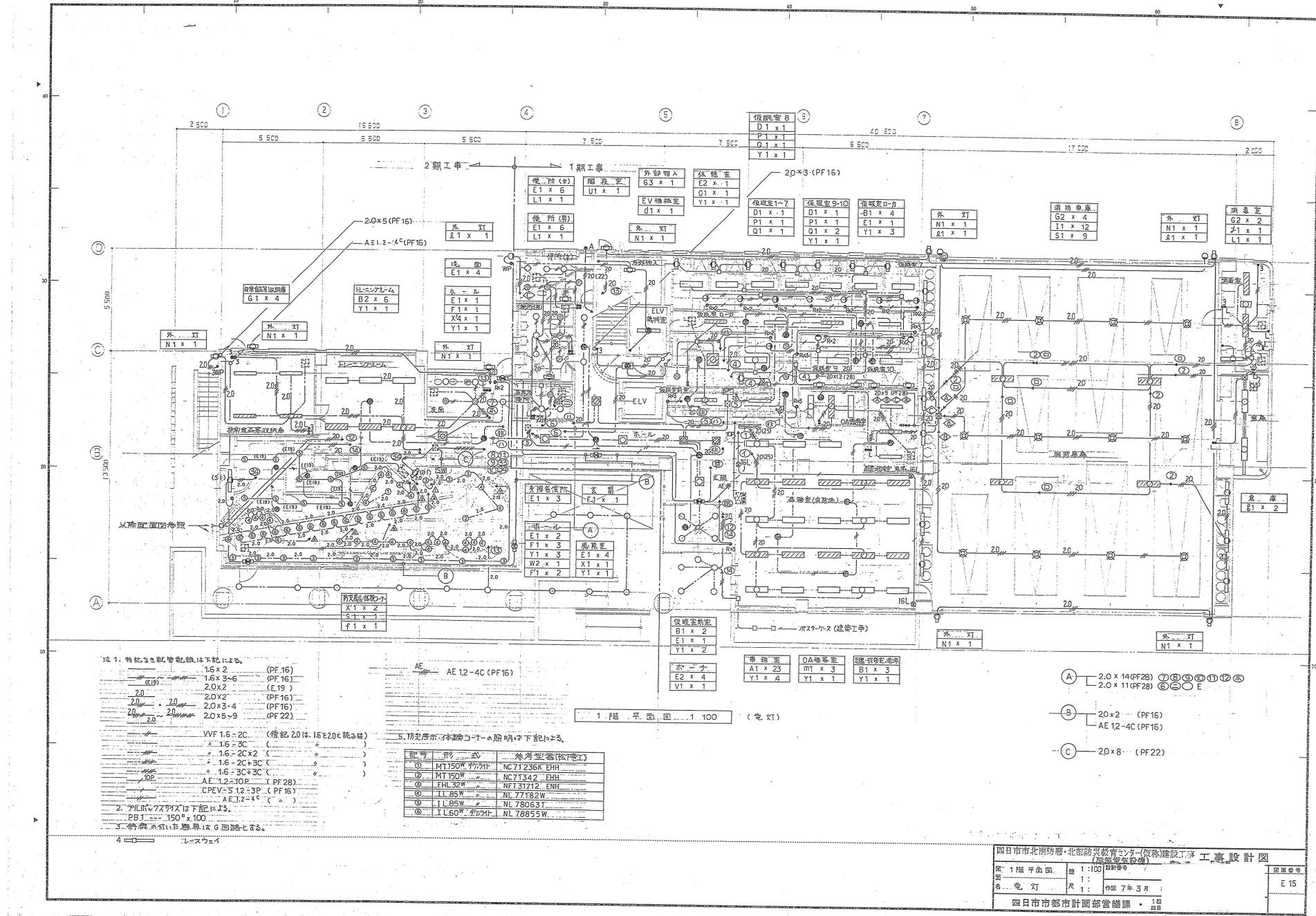


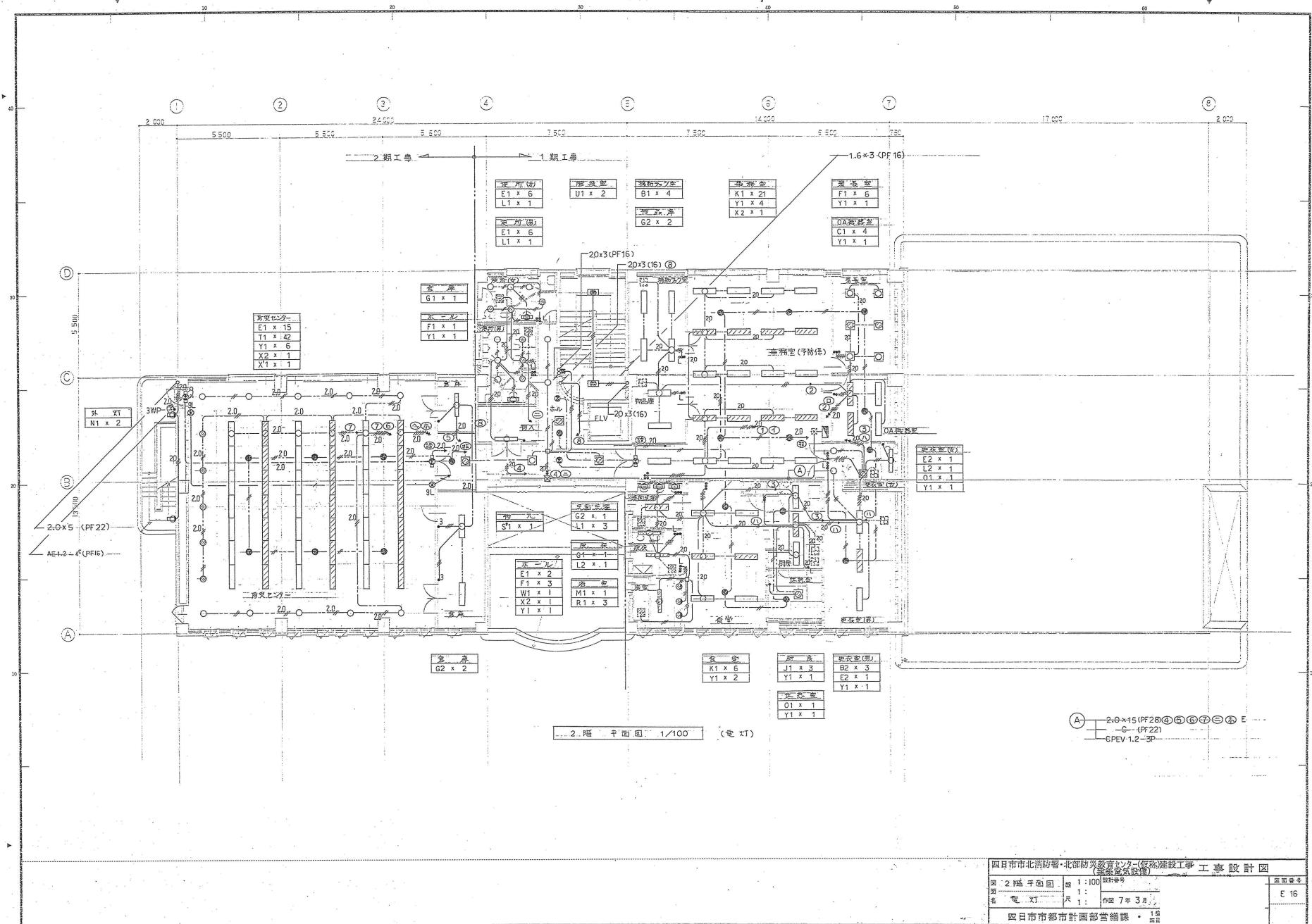


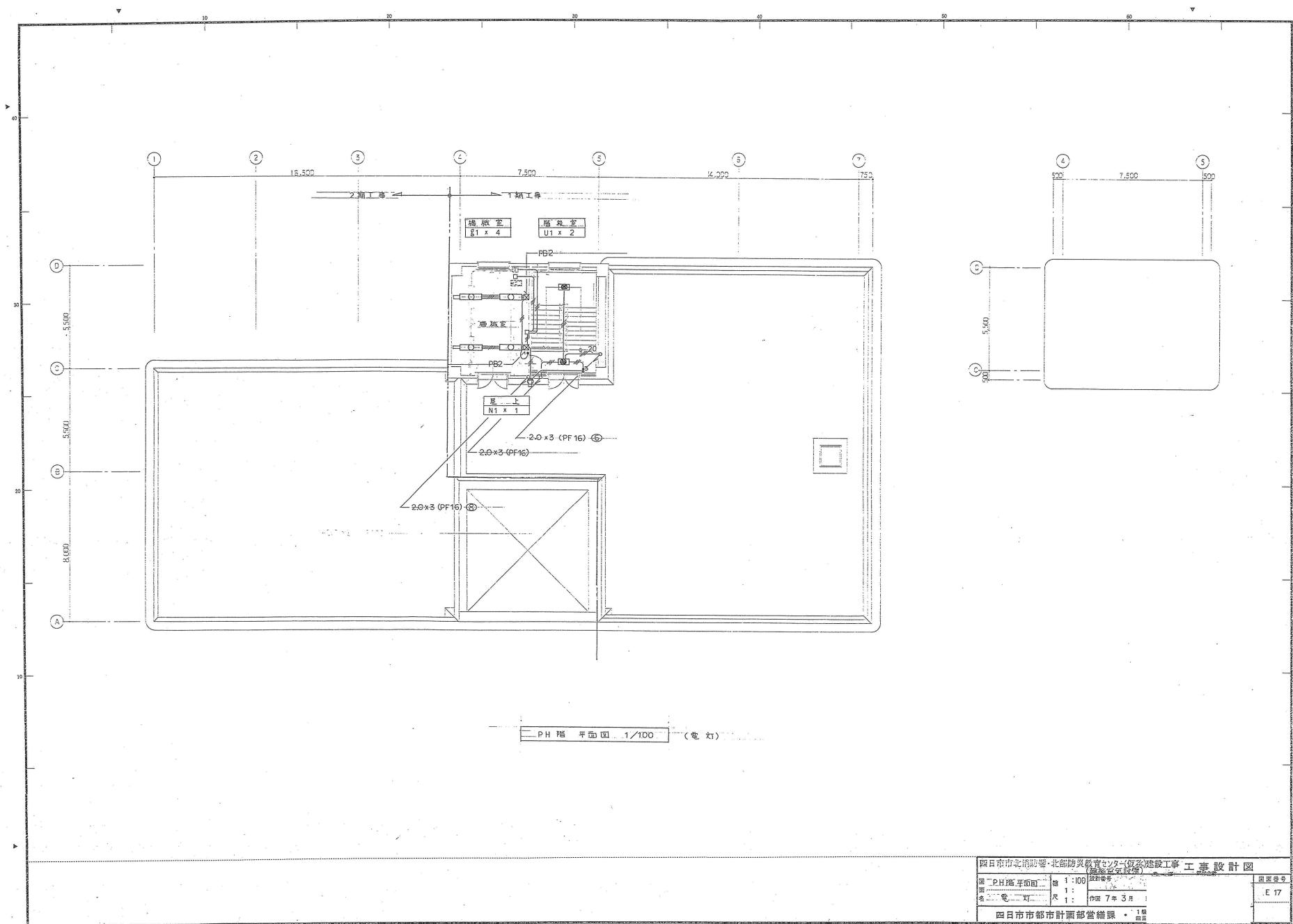
凡 例		仕 様	参考型番	名 称	記 号	仕 様	参考型番	名 称	記 号	仕 様	参考型番
電 灯 分 電 盒				コンセント	Ⓐ	1ヶ口		接 地	—	第3種	
筋 力 錠				Ⓑ	2ヶ口			ハンドホール	—		
電 灯・筋 力 錠				Ⓒ	E端付 2ヶ口			中 距 ハーネス	口		
插 子 盒				Ⓓ	E端子付 1ヶ口			引出・遮断・立上げ	△		
				Ⓔ	E端子付 2ヶ口			コンクリート柱	◎		
蛍 光 灯	●	位置ホルダ有り・無し		Ⓕ	E端子付 15A・20A兼用型 1ヶ口						
ブ ラ ケ ッ ト	○	位置ホルダ有り		Ⓖ	防水型 E端子付 2ヶ口			記 告 録 銀	—	天井、壁	
白 熱 灯	○	位置ホルダ有り		Ⓗ	床 付 2ヶ口	マルミ録 アップ式	Ⓑ	—	—	床下	
水 銀 灯	●			Ⓘ	引掛埋込ひね付 (4P20A250V)	—	—	地中埋設	—		
				Ⓛ	引掛埋込ひね付 (接地・2P) 2ヶ口	—		ケーブル記録	—	天井ころがし	
非 常 照 明	◎			Ⓜ	天井付 焼け止め型 1ヶ口						
誘導灯	●	避難口誘導灯		Ⓝ	モジュラージャック	Ⓐ	起床表示操作装置	—			
		道路誘導灯		Ⓓ	壁 付 6極4芯	アーモニック マッフ式	—	押 钥	●		
スイッチ	○	片切り		Ⓔ	インター ホン	Ⓑ	ス ピ - 力	Ⓐ SP-1	80W	松下 WS-A70-K	
	Ⓐ	3路		Ⓕ	子 機		Ⓑ	天井埋込型 SC5II-3V0			
	Ⓑ	4路		Ⓖ	中簡型		Ⓒ	壁掛型 SW2II-3V0			
	Ⓛ	A'コロス付		Ⓗ	端末型		Ⓓ	ホーン型 10W			
	Ⓖ	片切り ガードプレート付き		Ⓛ	ワイヤレスアンテナ	—	Ⓔ	フックネータ	—		
	Ⓑ	防爆スイッチ		Ⓜ	BODM32带		Ⓕ	端巾器	[AM2]		
	Ⓐ	防水型		Ⓝ	ドリル呼出押し鉗	—	Ⓖ	電子ハシタん電話機	Ⓐ	卓上型 Ⓛ 多機能電話 卓上型 Ⓛ A	
自動点滅器	Ⓐ	100V 3A 埋込型		Ⓛ	ドリル呼出復位押し鉗	—	Ⓗ	防犯局投・受光器	Ⓓ A Ⓛ B	投光器 Ⓛ A 受光器 Ⓛ B	
リモコンスイッチ	Ⓑ			Ⓜ	換 気 潤	◎	Ⓖ	電子ハシタん電話機	Ⓐ	卓上型 Ⓛ 多機能電話 卓上型 Ⓛ A	
リモコンセレクタスイッチ	◎			Ⓝ	天 井 潤	●	Ⓗ	防犯局投・受光器	Ⓓ A Ⓛ B	投光器 Ⓛ A 受光器 Ⓛ B	
ライティングダクト	—	2P 15A 埋込形		Ⓛ	壁 动 潤	◎	Ⓖ	電子ハシタん電話機	Ⓐ	卓上型 Ⓛ 多機能電話 卓上型 Ⓛ A	
				Ⓜ	対流工事		Ⓗ	防犯局投・受光器	Ⓓ A Ⓛ B	投光器 Ⓛ A 受光器 Ⓛ B	

幹線系統図

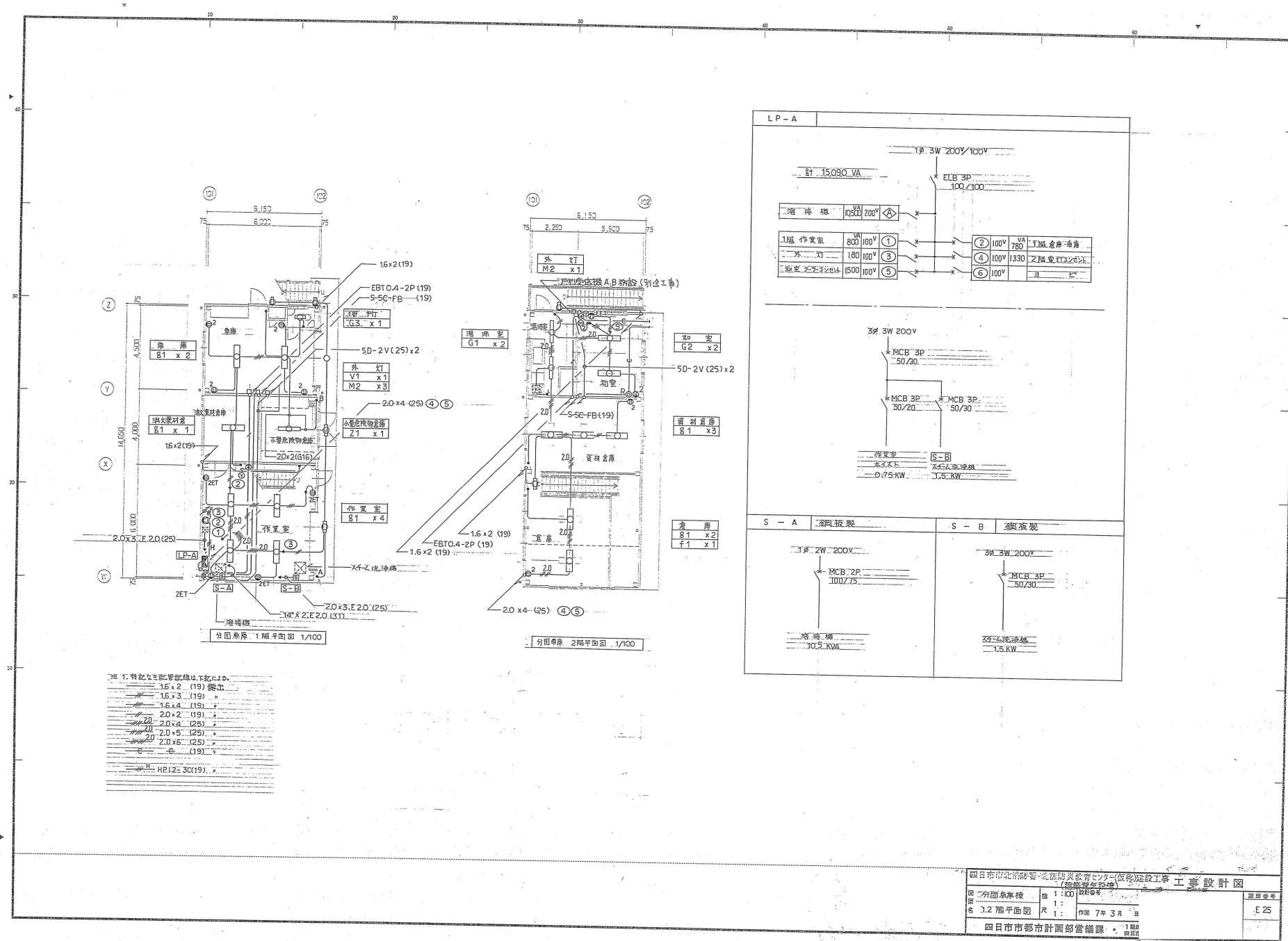








四日市市北消防署一部防災教育センター(仮称)建設工事 設計図			
第一 P-H 施工図面	縮尺 1:100	設計者名 田中	图面番号 E-17
第二 基準点	縮尺 1:1	作成年月 7年3月	
四日市市都市計画部當緒課			
1枚 目次			





中消防署

西 窗 (2)
好處多 在 西 間 (3)

給油所
ガソリンガ 水箱 20-F (2) 1

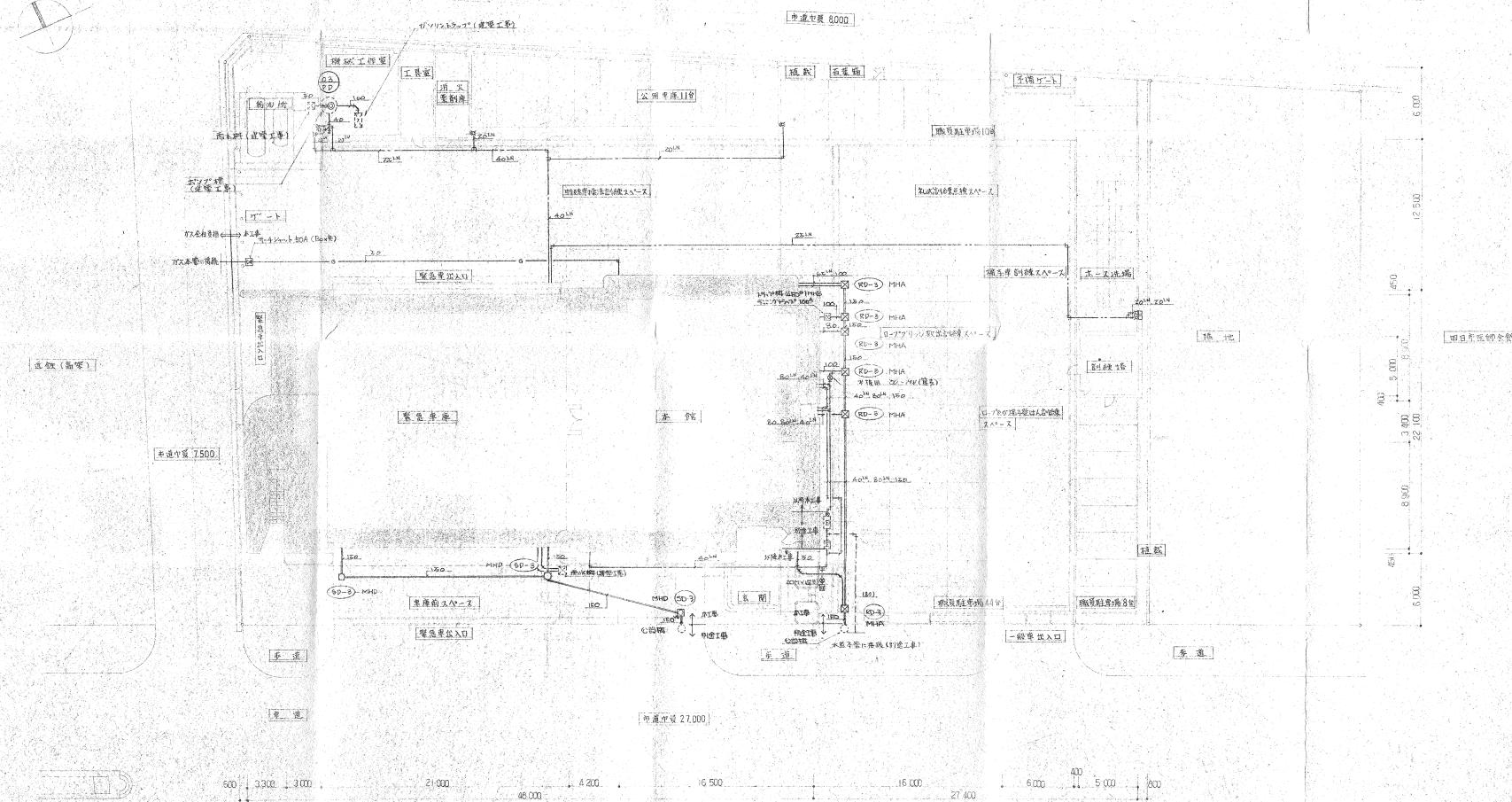
機械工作室

公用車庫
九〇.九〇.一九付櫻木 様 20-F-12

職員駐車場
カットリバーフレックス柱 20-F 12

水一尺流過		
九寸口以尺何種水栓	ZD-F12	2
水栓柱	鑄心製120M	2

屋外
ラニンガドラゴン 100-KU 1



消防本部・中消防署庄金建設工事

1

雨 雪 四

- 570 -

1 路由面图 1:100  部分二层(内侧)王庄

 部分は配帳ビットく添筆工事

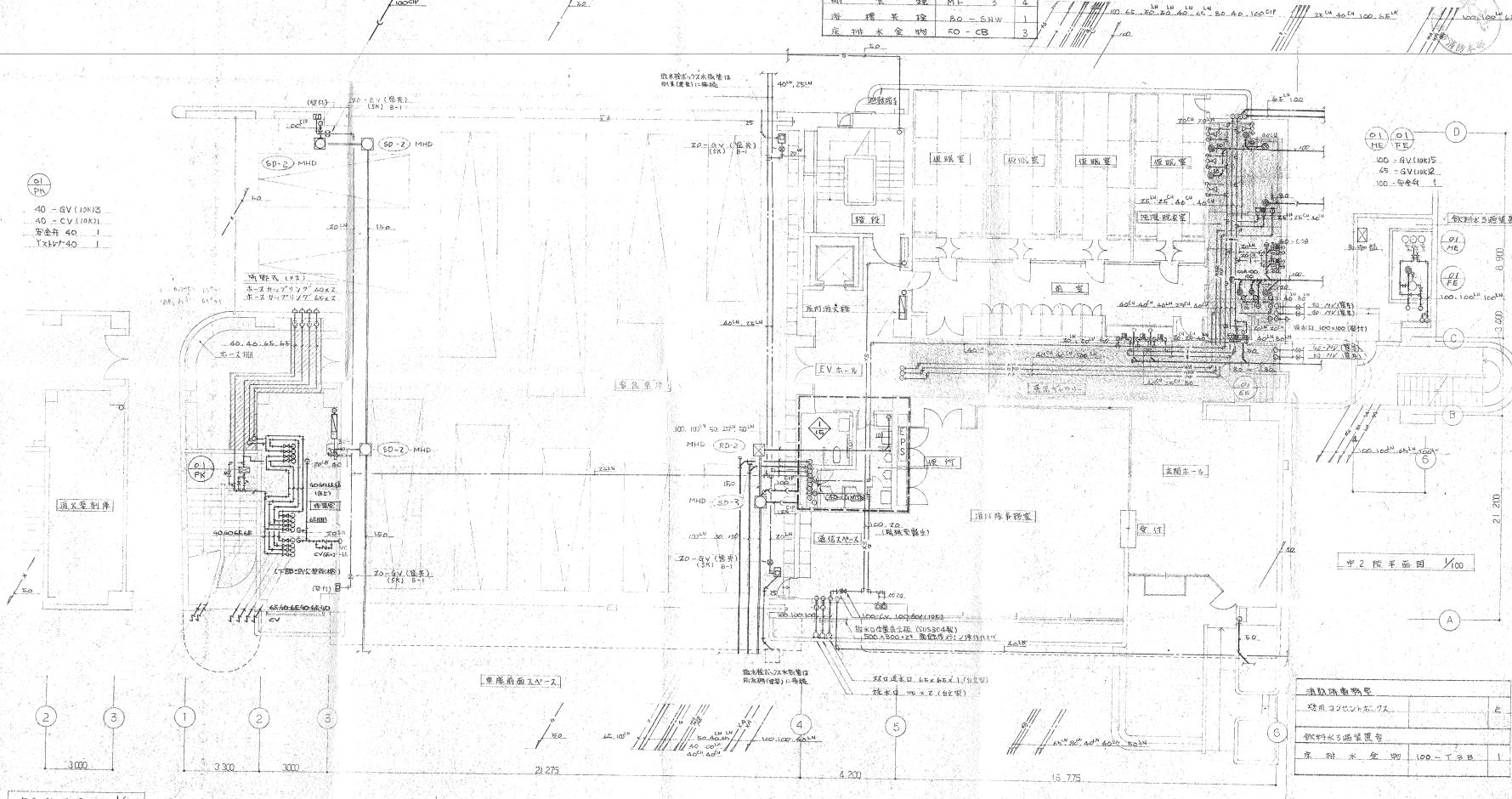
作業室
八、九無流長 VK 130 1

緊急車庫			
散	水	栓	20-F-27(後)
	"		20-F-27(壁面取付)

前室
溫水混合栓 13-下乙
化粧柱鏡 M 石

洗濯、脱衣室	
片手付洗面器	V.L G30(2)
化粧鏡	M S
洗濯機用排水金物	50-TWB-2S
吐水口回転形排水栓	18-FT

端	端	
球形自在水栓 (水)	13-F.10A	1
球形自在水栓 (满)	13-F.10A	2



注記) 消火器の取扱い方

- 工事実施前検査性質

 - ・監査等も含め工場見習いでて工場見学を行なう
 - ・現地にて取扱説明して工事に参画する
 - ・万が一用ひでないトド付は必ず必ずある
 - ・工事の実施結果は必ず必ずある
 - ・運営管理会議より工事に伴う規範とする
 - ・会議は定期的にCS(Construction)会議と定め(3ヶ月毎)
 - でしし基準適用の範囲を定める(3ヶ月)

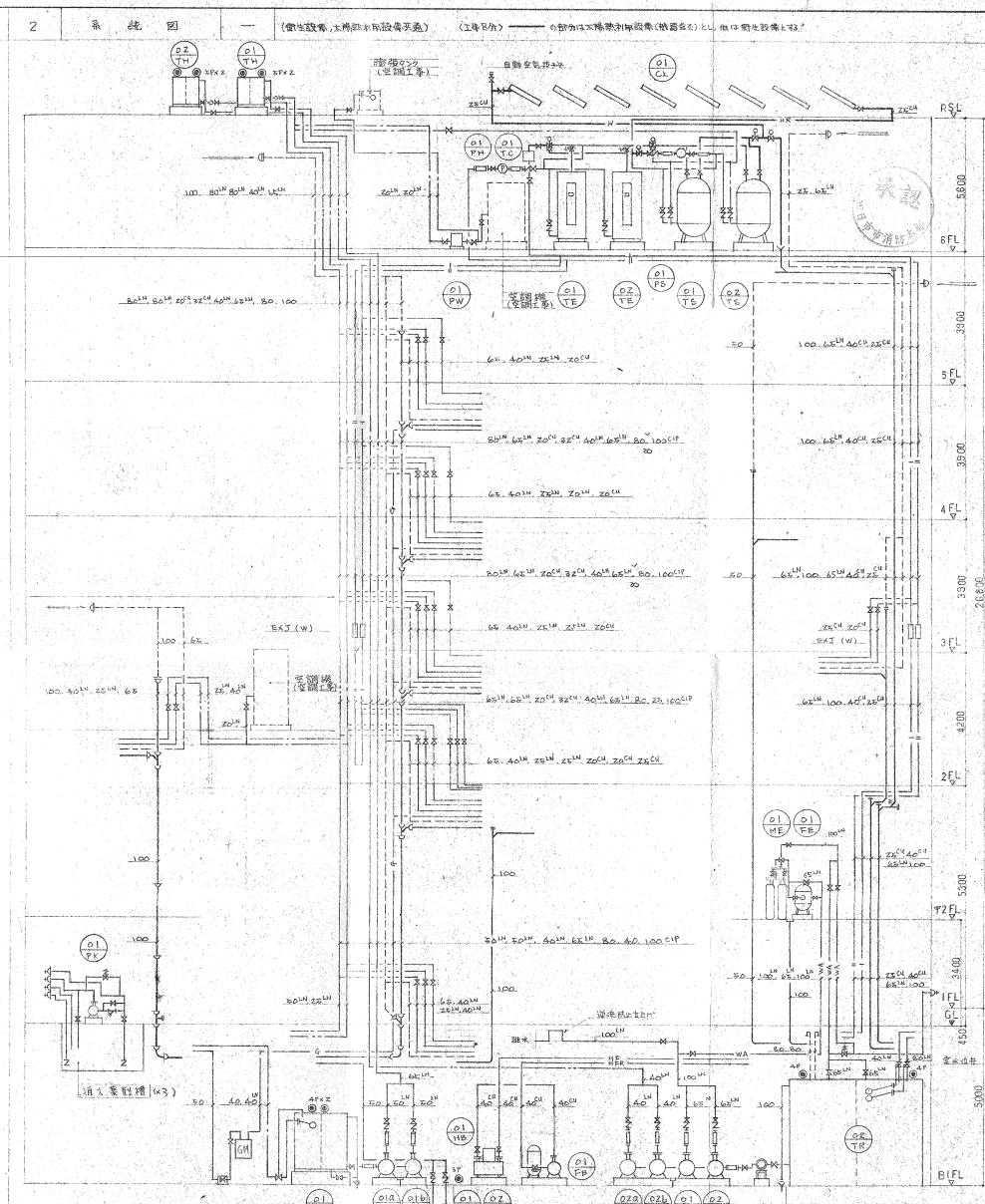
消防本部・中消防署 実績建設工事

四

1 简要介绍

N-570102

品名	紙	固面	記号	販路	品目	(参考番号)
和風泡盛酒	V.G.	317-F		新潟縣立ララミー館、ハートド、フジタ、AX、ホーリー村田屋等	17 G-375 Y.E.	
身体障害者用乳酸飲料	V.G.C.	110-E		新潟熱田ヨコハマノ館、足立区乳酸飲料、W.L.乳酸飲料、津澤堂、おひか 前記酒類、庄屋フジタ、アサヒ飲料、AX等の乳酸飲料	1 C-48A	
上品アサヒストリーブル酒類	V.T.U.	320-F		79.2%アルコール度数、75%乙類	14 U-307	
カクテル製造用酒類	V.D.L.	511		上記ハントル酒類本体、糖水含製、ナシアガリ前記	1 L-21N	
パック時神樂原酒	V.S.	Z10		達磨村酒類本館、御食堂、山川バー、AX等のパックハイグレード	6 SK-22A	
セイドウ酒類	V.L.	620 (1)		東洋酒、本格焼酎、泡盛、米石日本酒、KANSAI等のセイドウの酒類	16 L-220	
	V.L.	620 (2)		本格焼酎、泡盛、泡盛、米石日本酒、KANSAI等のセイドウの酒類	2 L-230	
島根県産麥芽酒類	V.U.	510		本格焼酎、本格酒、泡盛酒、KANSAI等の島根の酒類	1 L-123	
セイドウ蒸溜酒	V.K.	180		旨底酒類、日本酒、フジタ、AX等のセイドウの酒類	2 SK-77	
泡面化粧台	L.K.	750		化粧鏡、鏡	1 L-751 LM-1	
化 鏡	M.	5		4.55 X 6.08	21 TG-19ASAY-E	
附 鏡	M.F.	3		3.65 X 4.55	4 TS-19E-B	
化 鏡	M.	42.0			1 LM-ABO	
蝶形自立式水栓	12-F.10A		(水)		3 T-1212.13	
蝶形自立式水栓	13-F.10A		(高)		3 T-1212.13	
台ATM自立式水栓	13-F.9A		(水)		2 T-1262.13	
台ATM自立式水栓	13-F.9A		(高)		2 T-1262.13	
耐震蝶形水栓	25-F.3		(水)		1 T-23.8.25	
耐震蝶形水栓	25-F.3		(高)		1 T-23.8.25	
ガーランド付泡盛酒	20-F.12				5 T-26.2.20	
湯水混合栓	13-F.2		ミキシング水栓		7 T-23.AM.13	
散水栓	20-F.29		散水栓		3 T-27-20.18-23	
	20-F.27'		壁面取付式ソーフトワイヤー洗浄栓	200-300L/H	3 T-27-20(GKEB)	
DC-長口	40				1 DC-40	
深型吸盤式ゴムストラップ	7-F.3				4 TBB-4.1.2	
長 箱	紙	堆上型	120cm		2	
荷物水洗機	50-T.3.0				12	
	SO-CB				3	
洗濯用排水物	50-T.3.0-ZB				3	
浴槽長栓	80-S.N.W.				1	
排水口皿	50-C				2	
ラニンガドラム	100-KU				1	
壁用ゴムビートボルタス					2	
ホースコネク	0				1	
排水管-スリーブ水栓	13-F.14A		(高) 構型		4 T-31.ALS.13	
吐水向風形給水栓	13-F.7				4 T200B	
廻用バコ	-				2	



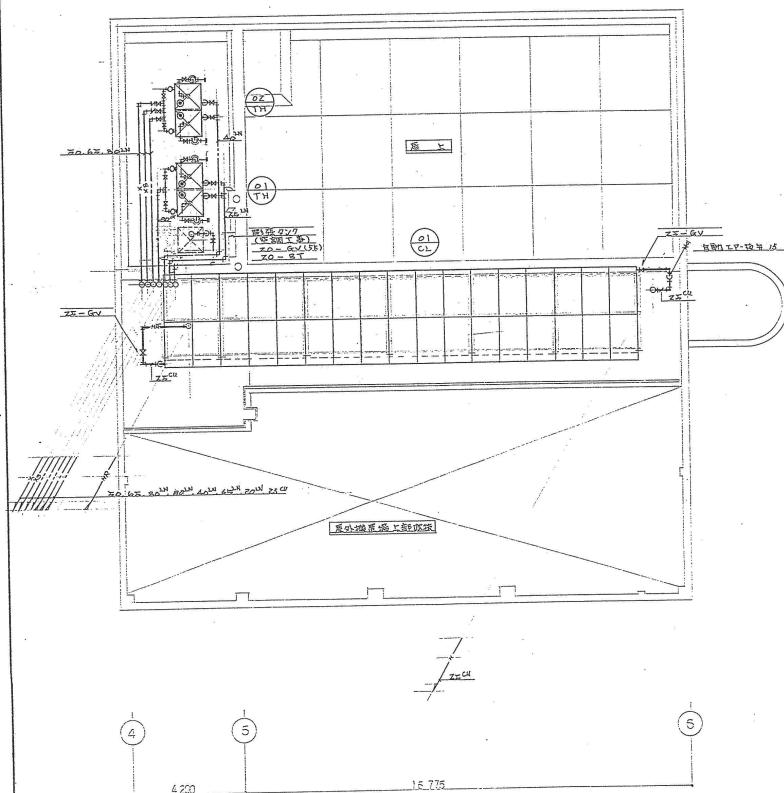
消防本部・中消防署庁舎建設工事

16 -

器具表、給排水・給湯・下水設備系統図 N-570102

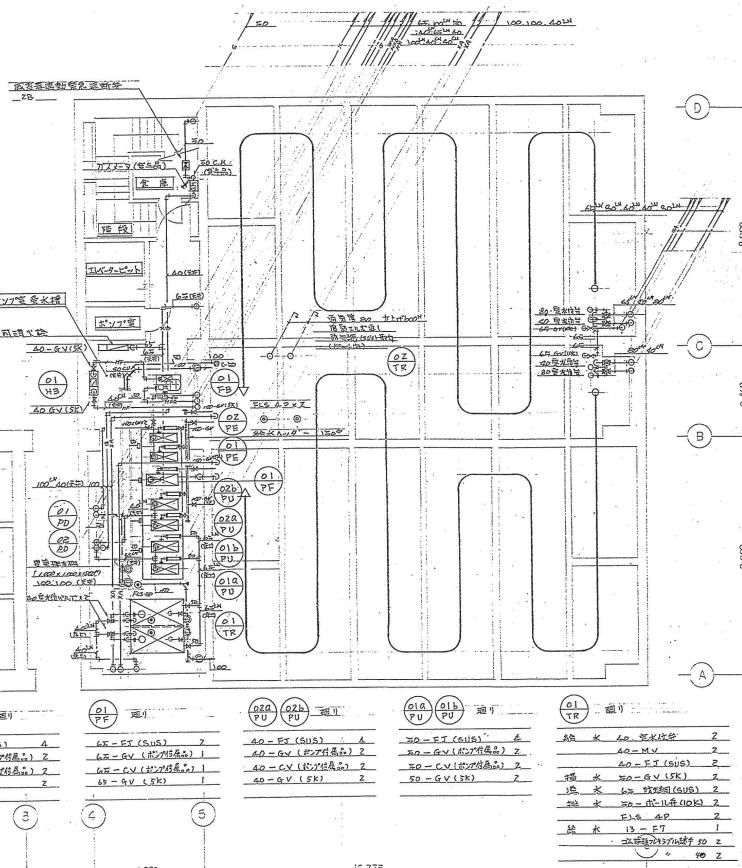
1 亂層平面図 1:100 (衛生設備、太陽熱利用設備等) 〈工事区分〉 ——— の部分は太陽熱利用設備とし、他は衛生設備とする

oz
TH 署り



2 地下 1 檻 平面圖 1:100 (衛生設備)

ボンボンセラフ	二層スラブ(内壁面仕上げ)
ボンボンセラフ	推進自由
	50-C



〈特記〉
1. 本競争の優勝者を除くは、ツバ付スリーブを用いて、ユーキング花を表示すること

消防本部・中消防署庁舎建設工事

16 - 14

兩篇·地下1層解説

N - 570102

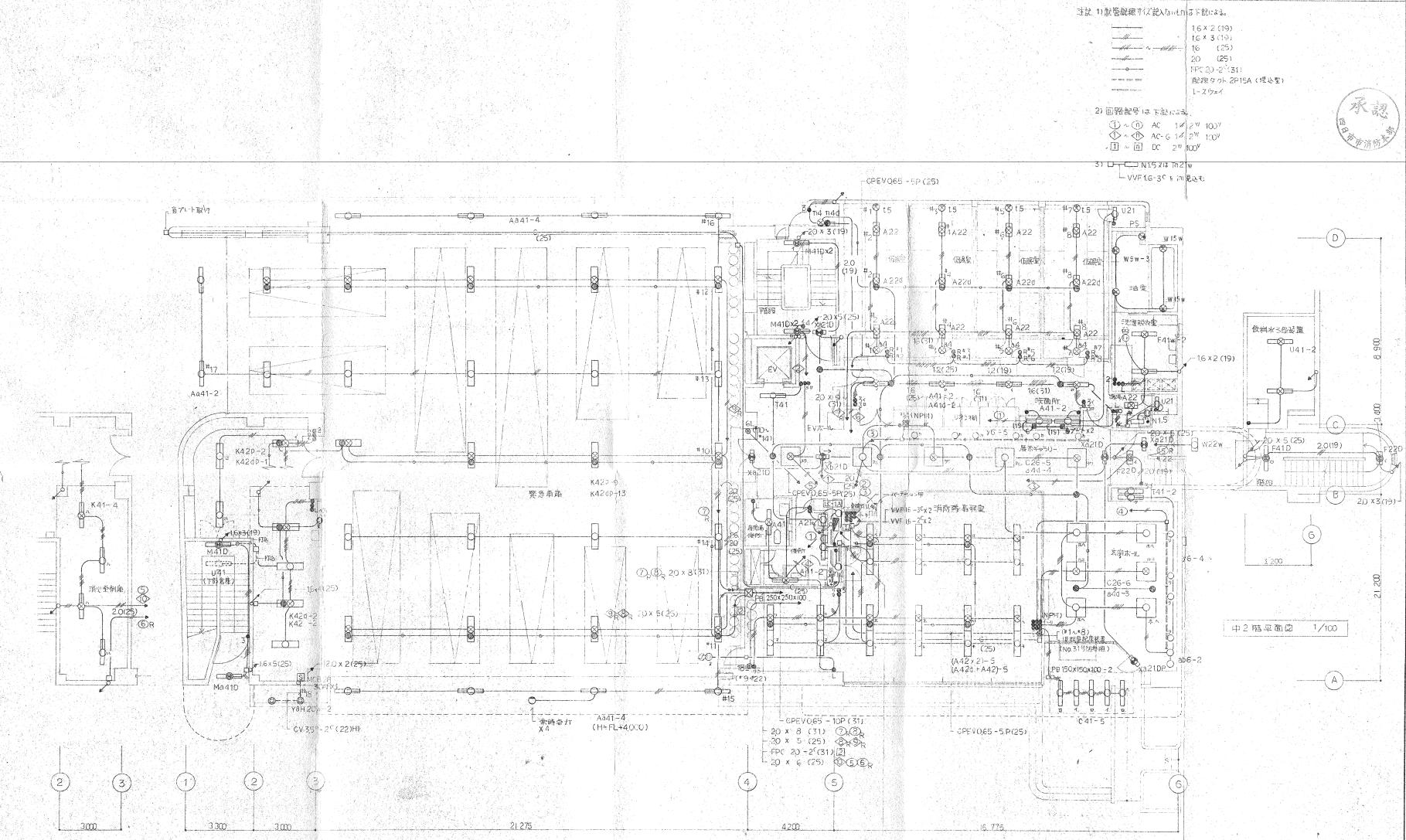
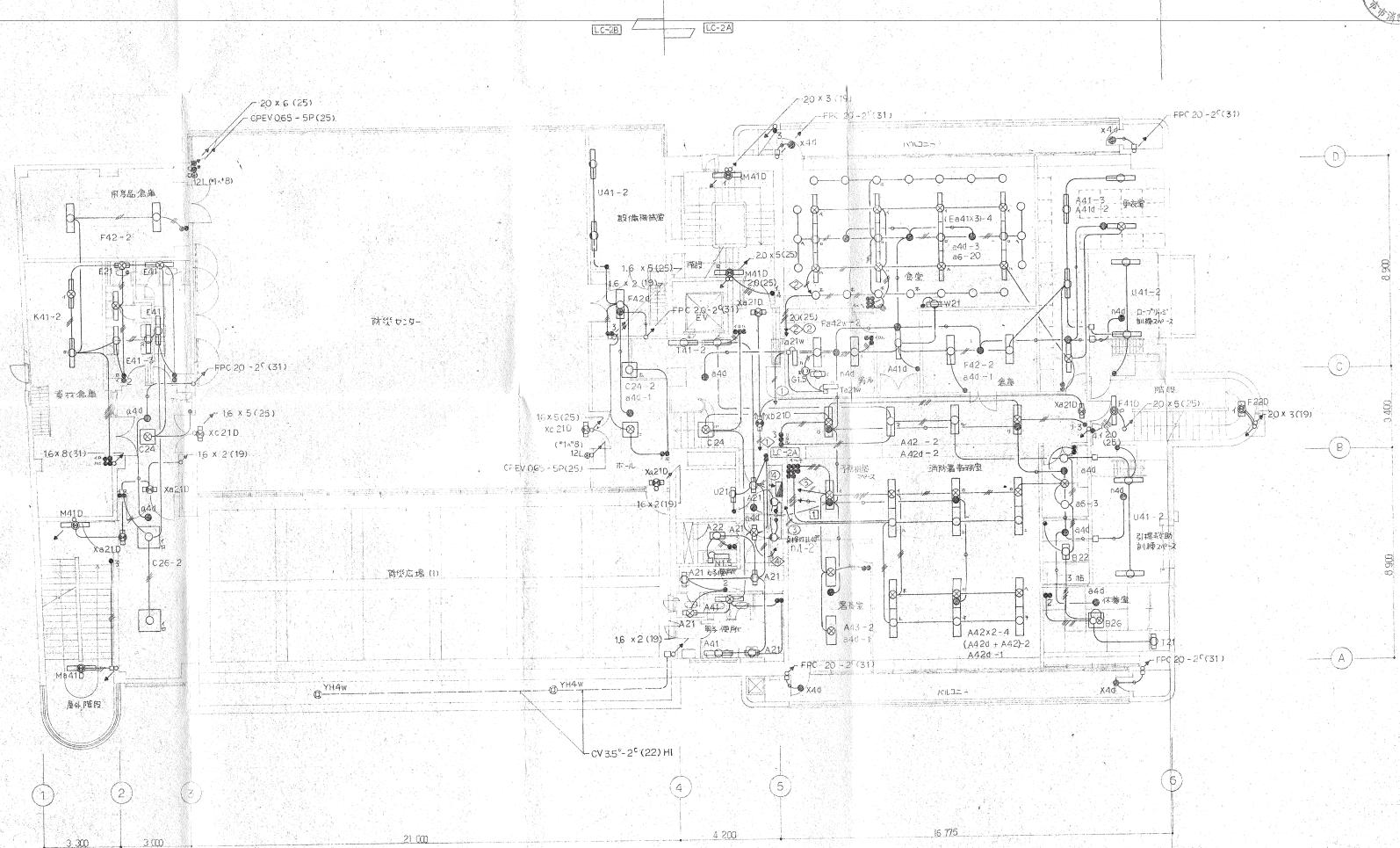
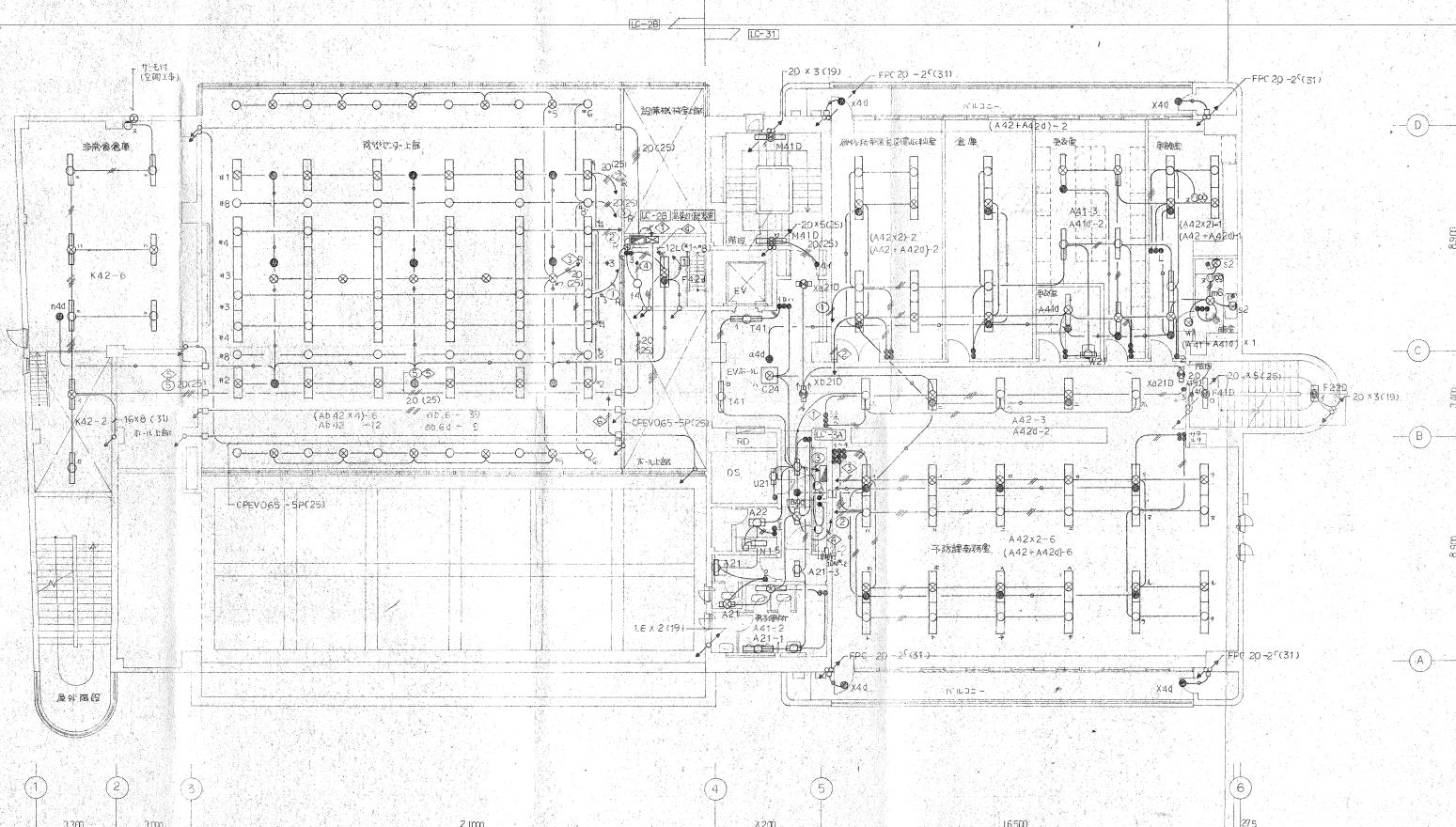


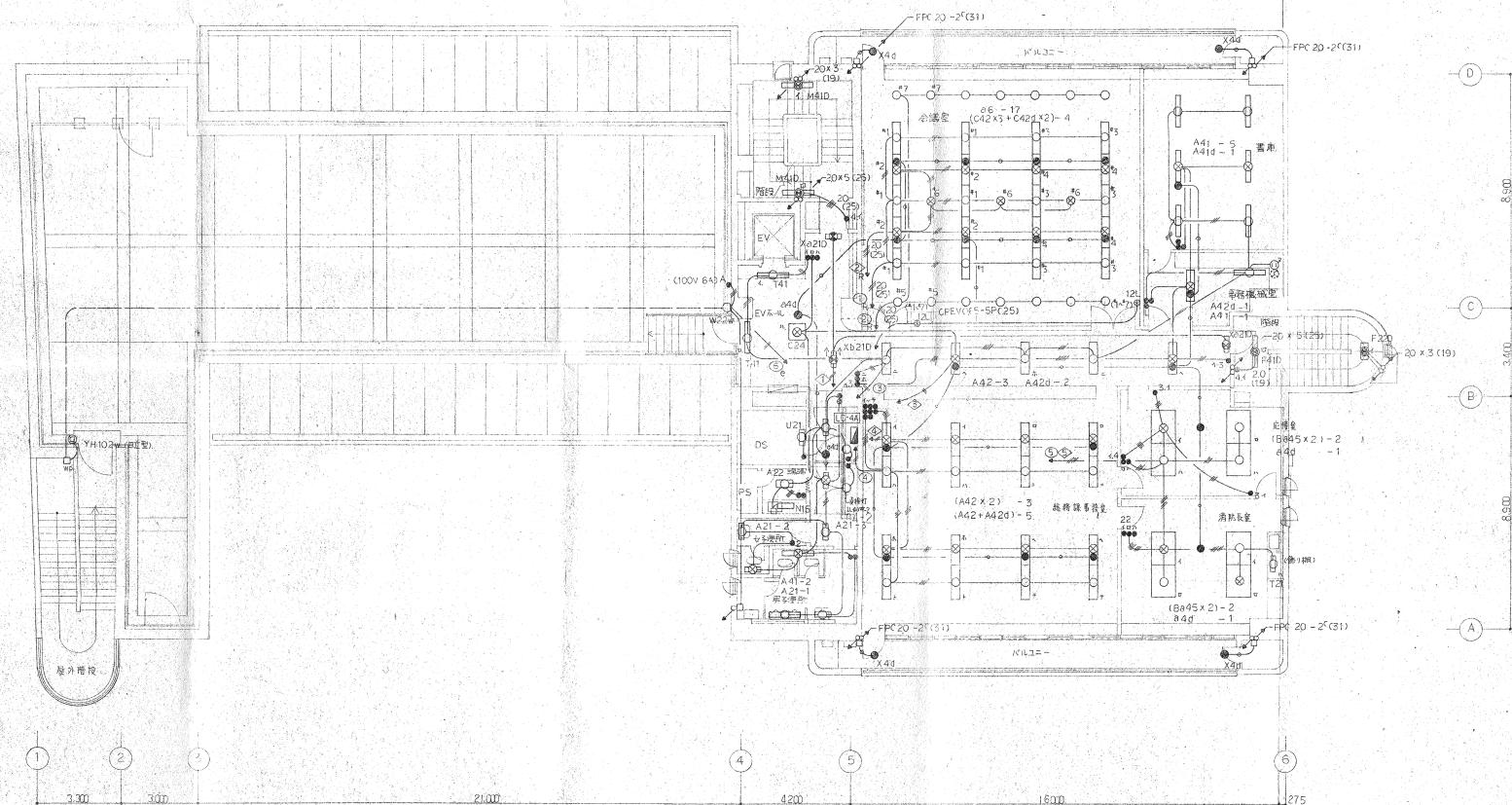
図-41 1-F 災害 対応分室壁へと接する内壁用耐震用アーチカルボックス

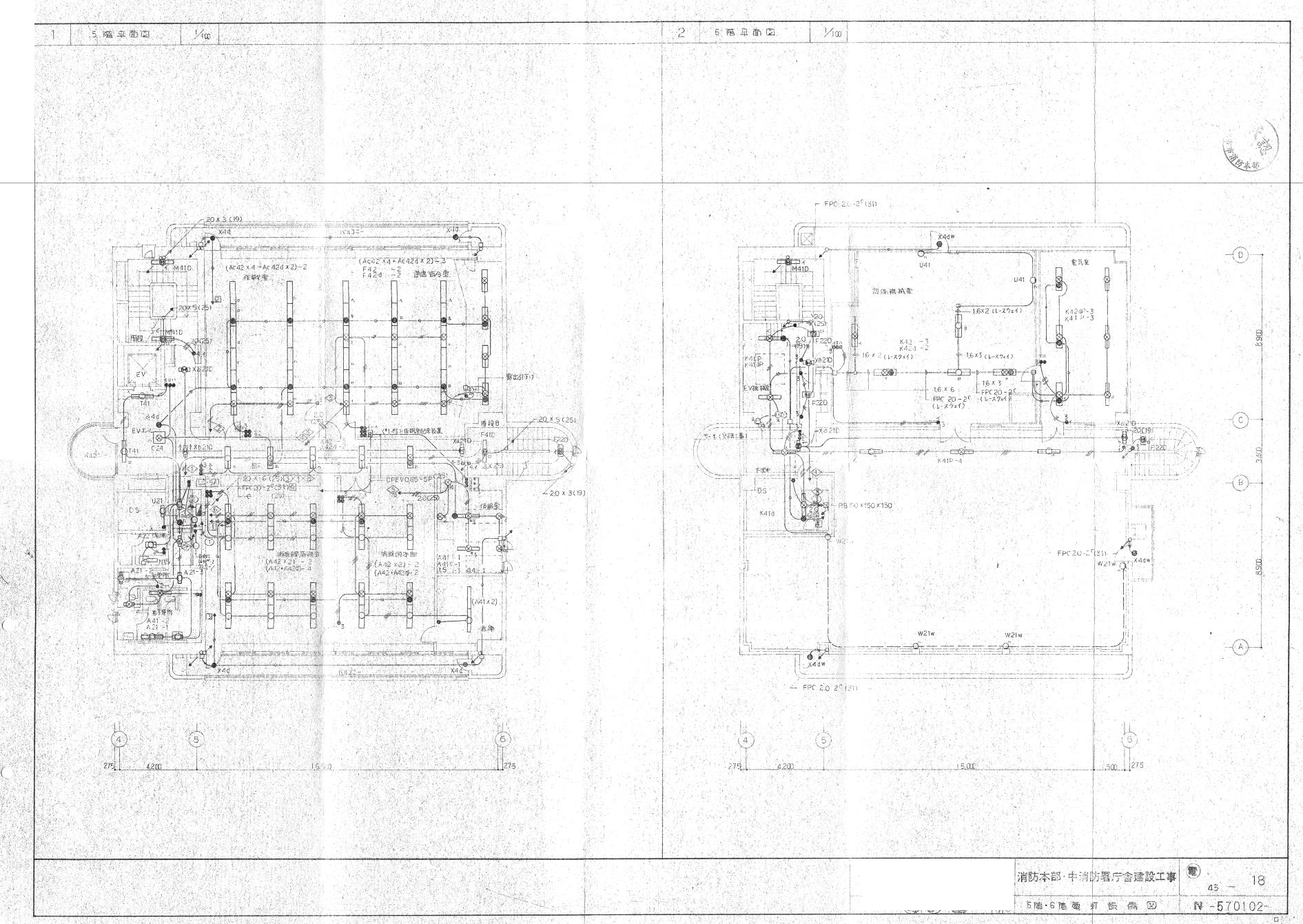
EPS 440W	400X400X150
非常用電源	400X400X400

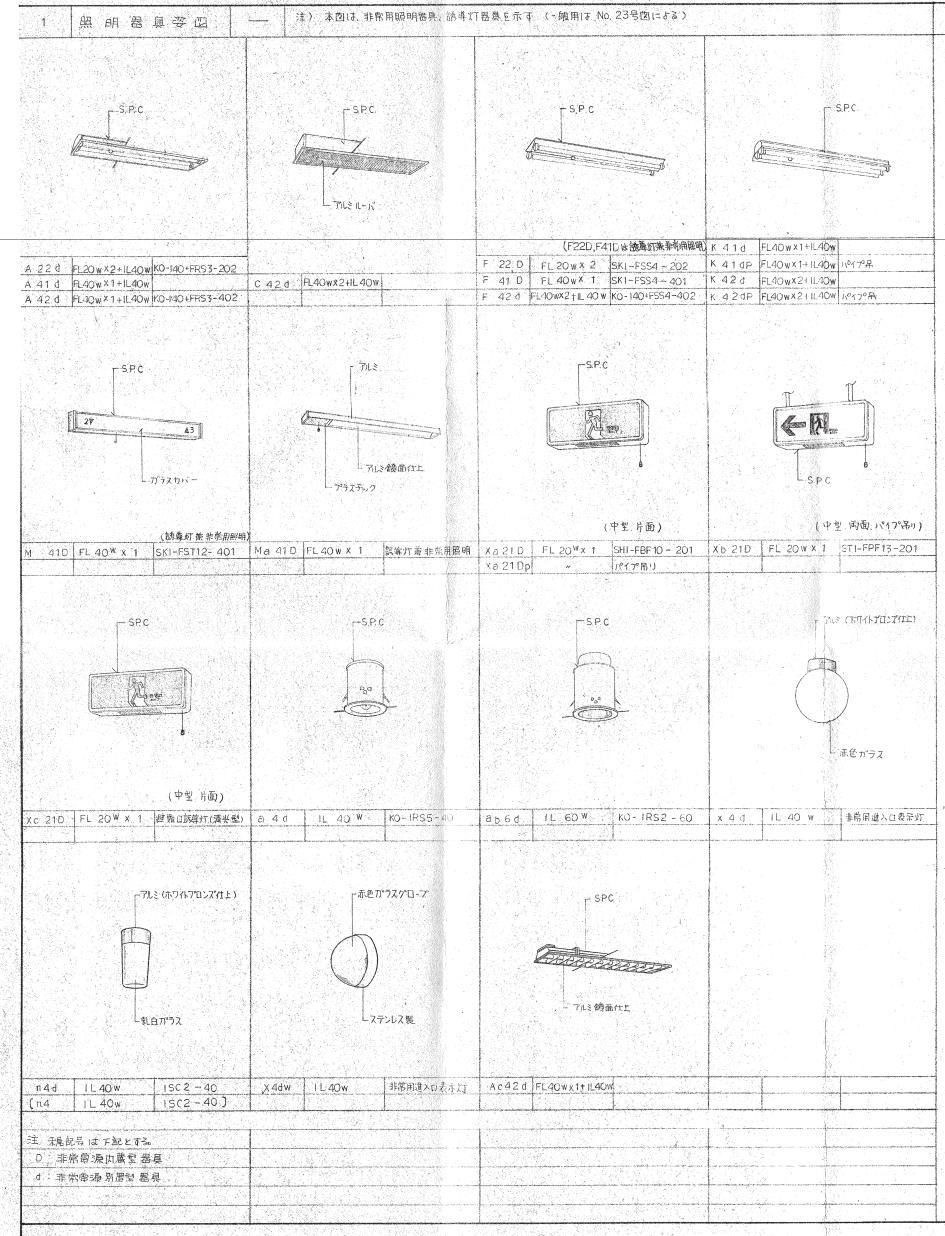


火
事
件
報
警
系
統
設
備
室



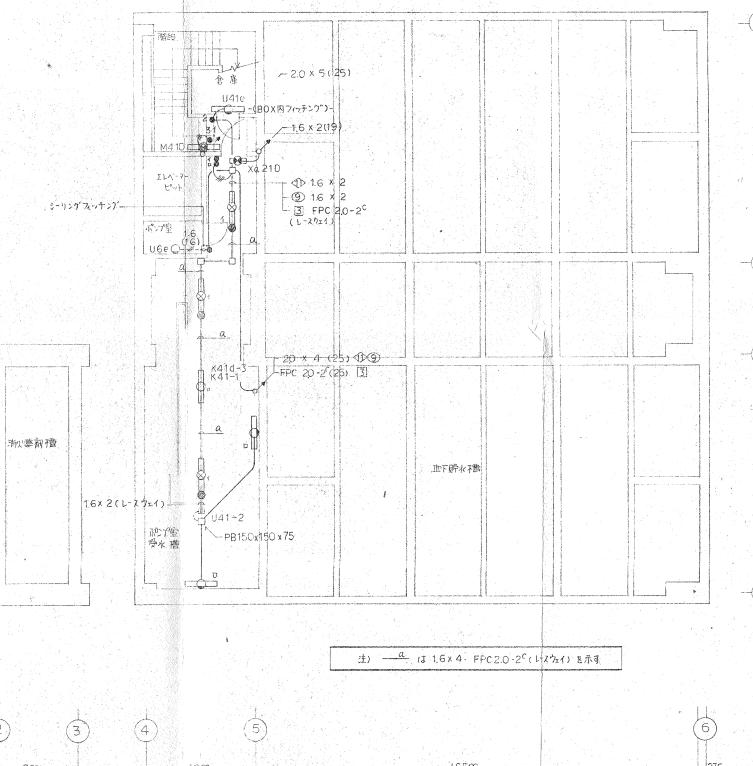


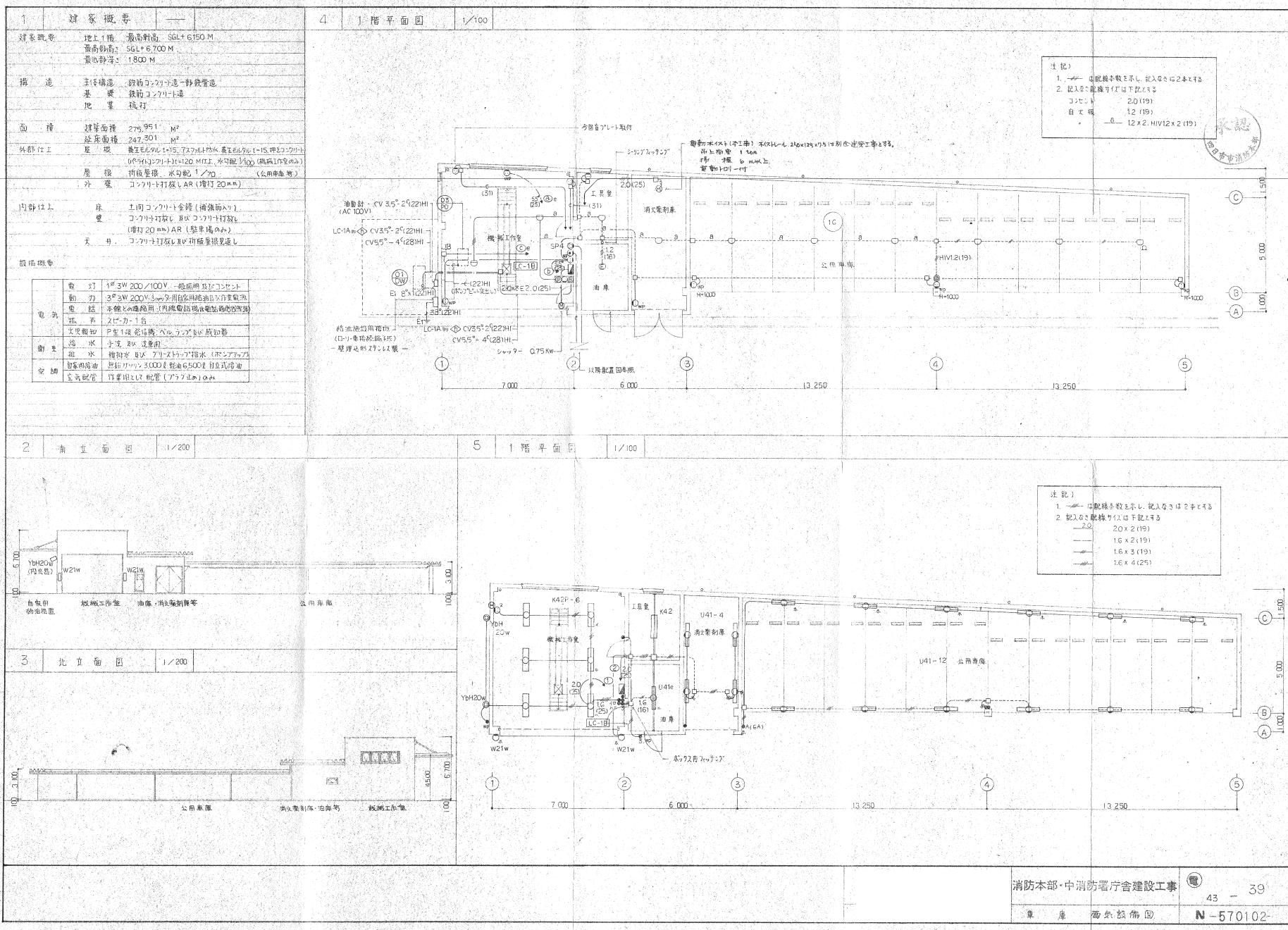




2 地下1階 平面図

1/10





四日市市建築設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の間に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
3. 受託者は、前項の規定により難い場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「委託者」とは、四日市市長をいう。
2. 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者をいう。
4. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書第32条第2項の規定に基づき、委託者が定めた者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
7. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
8. 「質問回答書」とは、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答した書面をいう。
9. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「特記」とは、1. 1の2. の(1)から(3)に指定された事項をいう。
13. 「指示」とは、監督職員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
14. 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもつて行為若しくは同意を求めるることをいう。
15. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

16. 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、設計業務の遂行に当たって、調査及び検討した事項について、書面をもって通知することをいう。
17. 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
18. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
19. 「提出」とは、受託者が委託者又は監督職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
20. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを作成とする。緊急を有する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
21. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
22. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
23. 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
24. 「協力者」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示」という。)別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受託者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計方針の策定等

1. 受託者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び監督職員の指示を基に設計方針の策定(告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。)を行い、業務当初及び変更の都度、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受託者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明示するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受託者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記

による。

2. 受託者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3. 4 提出書類

1. 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督職員を経て、速やかに委託者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請負代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 5 業務計画書

1. 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務一般事項
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務体制
 - (4) 業務方針
3. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受託者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

1. 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
2. 受託者は、コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備設計及び積算を除く)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。
4. 受託者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者については、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止を受けている期間中である者を選任してはならない。
5. 受託者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督職員に提出しなければならない。
6. 受託者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければ

ならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受託者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を委託者が指定した場合は、その履行方法の使用について委託者と協議しなければならない。

3. 9 監督職員

1. 委託者は、契約書の規定に基づき、監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督職員の権限は、契約書に定める事項とする。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督職員はその指示等を行った後7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

3. 10 管理技術者

1. 受託者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め委託者に通知しなければならない。
なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に定める事項とする。
ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもってその内容を含め通知しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限(契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ、委託者及び監督職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

3. 11 資料の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料(以下「貸与資料」という。)を受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに監督職員に返却するものとする。
3. 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受託者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督職員に報

告しなければならない。

2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその内容を監督職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面(打合記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 15 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」とは、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受託者に対して契約書第18条第4項に定める契約図書の訂正又は変更の指示を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 一時中止

委託者は、次の各号に該当する場合は、契約書第20条の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
- (2) 天災等の受託者の責に帰することができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受託者の業務環境が著しく変動したことにより設計業務の続行が不適切又は不可能となった場合
- (3) 受託者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合。

3. 17 履行期間の変更

1. 受託者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
2. 受託者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 18 修補

1. 受託者は、監督職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
2. 受託者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補の完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。

3. 19 設計業務の成果物

1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
3. 受託者は、設計仕様書に規定がある場合又は監督職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3. 20 検査

1. 受託者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
2. 受託者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督職員に提出しておかなければならない。
3. 受託者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る既履行部分の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1)監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2)契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
4. 検査員は、監督職員及び管理技術者の立会のうえ、設計業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

3. 21個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

3. 22暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第 28 号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

2. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。
 - ・断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
 - ・契約の履行において、不当介入を受けたことにより、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2)上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

3. 23障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1)この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の請負(委託)を受けた者(以下「受注者(受託者)」といふ。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるものほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者(受託者)は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならぬ。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したもの)を含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2)電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関する必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。